

土地開発事業の協議に係る手引き

令和3年4月

岐阜県都市建築部都市政策課

土地開発事業の協議に関する問い合わせ先

開発区域の所在市町村	問い合わせ先		電話番号
(大垣市)、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃県事務所	振興防災課	0584-73-1111
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐県事務所	振興防災課	0585-23-1111
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所	振興防災課	0575-33-4011
美濃加茂市、(可児市)、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂県事務所	振興防災課	0574-25-3111
(多治見市)、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所	振興防災課	0572-23-1111
中津川市、恵那市	恵那県事務所	振興防災課	0573-26-1111
(高山市)、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県事務所	振興防災課	0577-33-1111
(岐阜市)、羽島市、(各務原市)、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	県庁 都市建築部	都市政策課 土地計画調査 係	058-272-1111

※ () の市は、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の適用対象外であるので、直接該当する市へ問い合わせること。

市	問い合わせ先	電話番号
岐阜市	開発指導調整課開発指導係	058-214-4845 (内線 2663)
大垣市	都市計画課計画グループ	0584-47-8694 (内線 669)
高山市	建築住宅課開発指導係	0577-35-3159 (内線 2317)
多治見市	開発指導課開発指導グループ	0572-22-1111 (内線 1387)
各務原市	都市計画課計画係	058-383-1983 (内線 2731)
可児市	建築指導課土地利用係	0574-62-1111 (内線 2244)

目次

○ 土地開発事業の協議にあたって

I	土地開発協議とは	1
II	事前協議	3
III	開発協議	6
IV	土地開発事業の施行	9
V	適用除外	10

○ 提出書類の規格及び記載要領

I	事前協議申出書	13
II	開発協議申出書	21
III	変更開発協議	38
IV	変更の届出（土地開発計画の変更の内容が軽微と認められるとき）	39
V	工事施行者（工事期間）を変更するとき	40
VI	土地開発事業の工事を廃止（中止・再開）するとき	41
VII	土地開発事業の工事に着手するとき	42
VIII	土地開発事業の工事が完了したとき	43

○ 土地開発事業の協議における基準

I	事前協議の指導基準	44
II	開発協議の指導基準	47

土地開発事業の協議にあたって

I 土地開発協議とは

県土の総合的かつ合理的な土地利用の推進し、地域の秩序ある発展を図ることを目的とし、1 h a以上の土地開発事業を対象に、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（以下「規則」という。）に基づいて事前協議（事業者への適用法律等の通知）と開発協議（技術基準の適合審査）を行うことにより、土地開発事業の適正化を図る制度です。

1 対象となる土地開発事業

開発区域（土地の区画形質の変更を行う区域）の面積が1 h a以上または建設する道路の延長が1 k m以上のもの

○土地開発事業の例

住宅用地、工場用地、太陽光等発電施設、レジャー施設用地、駐車場、資材置場、建設発生土処理場、廃棄物処分場等用地の造成

○区画形質の変更とは

- ・「区画」の変更：公共施設（道路・水路等）を新設、廃止、移設することにより区画を変更すること。
- ・「形」の変更：概ね30 c m以上の切土又は盛土を行うこと。
- ・「質」の変更：土地の利用形態（農地、森林、原野、宅地、道路、水面・河川・水路、その他）を変更すること。

2 規則の適用を受けない土地開発事業

次に掲げる場合は、規則の適用除外とされています。※詳細はP 1 0 参照

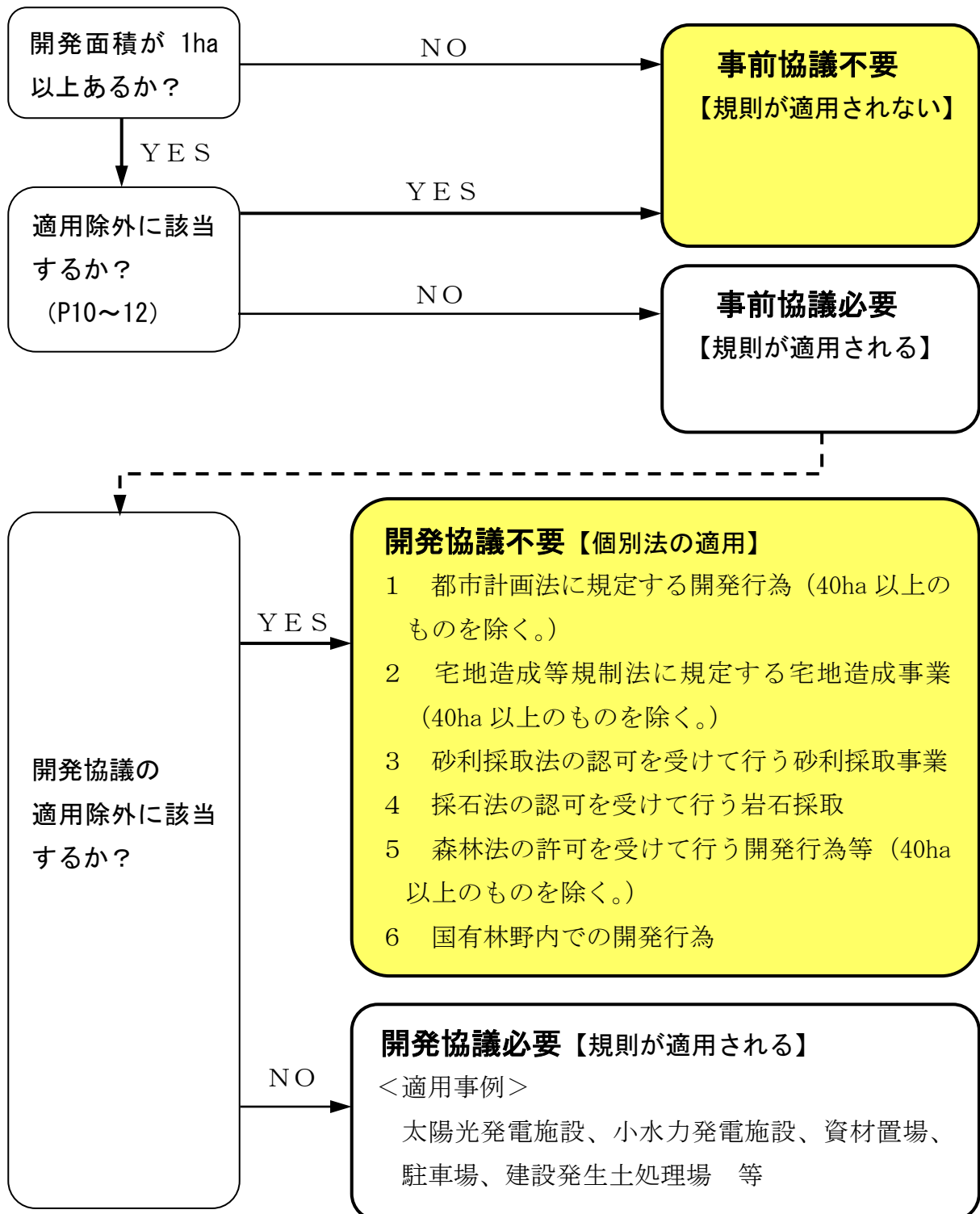
- (1) 国又は地方公共団体が行うもの
- (2) 国土利用計画法第18条の政令で定める法人その他知事が別に定める法人が事業者であるもの
- (3) 鉱業法の適用を受けるもの（鉱物採取）
- (4) 砂利採取法第16条の許可を受けて行う砂利採取事業に係るものであって、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は同法第54条第1項に規定する河川保全区域において行うもの及び一時農地を転用し、砂利採取後農地に復元するもの（山砂利は対象）
- (5) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業
- (6) 都市計画法第29条第1項本文又は岐阜県事務処理の特例に関する条例の規定により同法第3章第1節に規定する事務を行う市町村の区域内において行うもの
- (7) 農業、林業又は漁業の用に供する目的で行うものであって知事が別に定めるもの

(8) 非常災害に際し必要な応急措置として行うもの

(9) (1) ~ (8) 以外で、知事が別に定めるもの

3 「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則」の適用範囲

規則が適用されるかどうかについては、下図を参考にしてください。



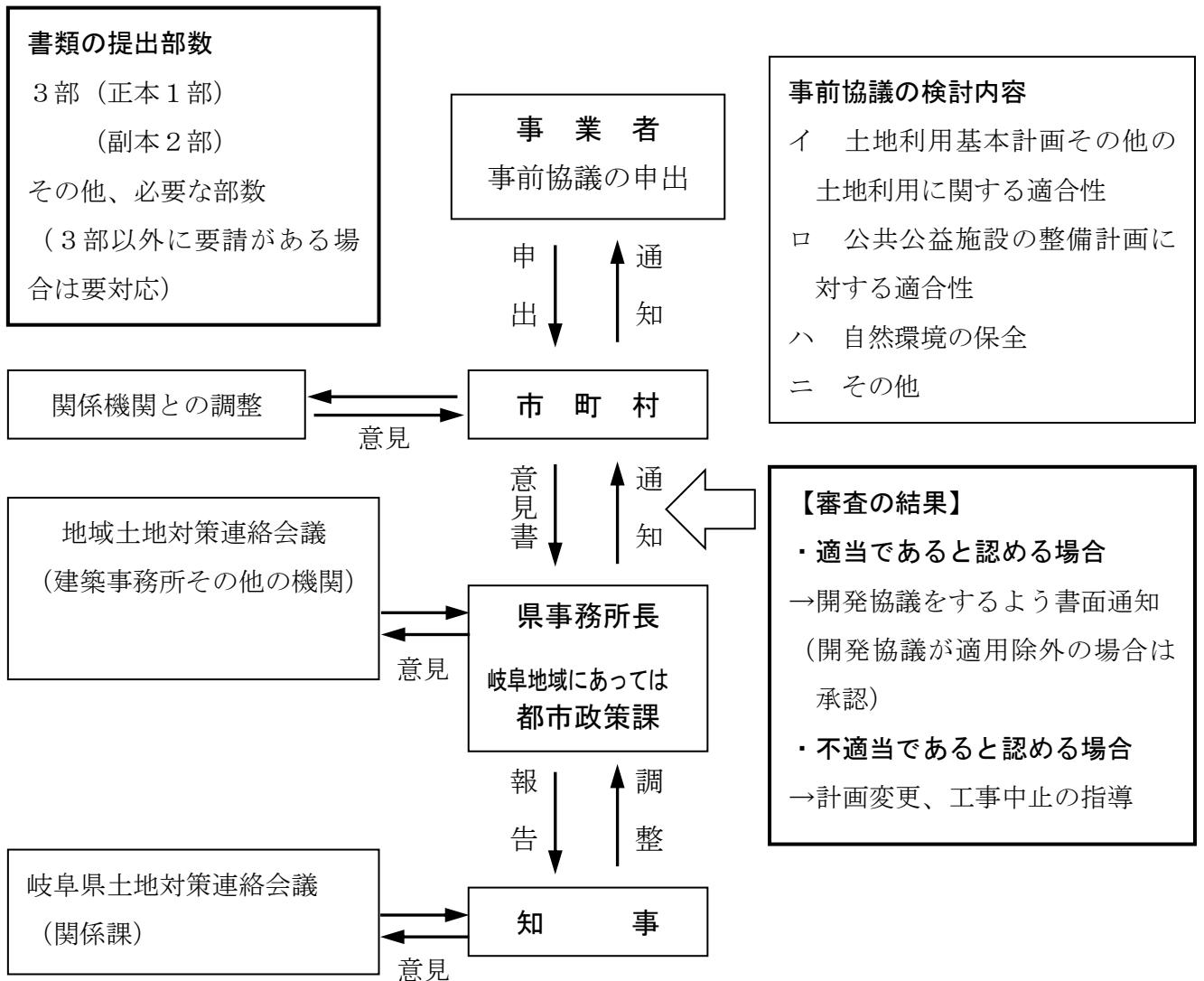
II 事前協議

事前協議とは、詳細な設計を行う以前の段階において、あらかじめ当該土地開発事業の概要について、規則第4条第4項各号に適合しているかどうかを判断するものです。

[規則第4条第4項]

- 1 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するものであること。
- 2 公共施設及び公益的施設に関する国、地方公共団体等の整備計画に照らして明らかに不適當なものでないこと。
- 3 開発区域を含む周辺区域の自然環境の保全上明らかに不適當なものでないこと。

1 手続の流れ



※手続の流れは、「開発協議」も同様です。

2 留意事項

(1) 協議は協議が整うまで行ってください。協議が整わないにも関わらず、土地開発工事に着手した場合は、次の措置の対象となります。

- ・ 勧告（規則第11条）

当該開発事業の中止、当該開発地域の原状回復その他の措置を助言・勧告

- ・ 公表（規則第12条）

事業者が勧告に従わない場合、その旨及び当該勧告の内容を公表

(2) 全体の土地開発事業を第1期計画、第2期計画など工期を分けて行うよう計画されている場合であっても、全体の事業計画について協議を行ってください。

(3) 開発区域が二つ以上の市町村の区域にわたる場合の事前協議申出書は、それぞれの市町村を経由して提出してください。なお、区域にかかっているなくても、水系の下流に位置し距離的に給水区域又は通学圏等の影響を著しく受ける市町村がある場合は、その市町村に対しても事前協議申出書を提出して協議を行ってください。

また、開発区域が二つ以上の県事務所の区域にわたる場合は、合同で協議を行うようにしてください。

(4) 事前協議後において計画の見直しが行われ、次のいずれかに該当する計画変更の場合は、その土地開発事業について新たな事前協議が必要となります。

ア 土地利用の目的が変更されるもの

イ 面積が10%以上または1ha以上増加するもの

ウ その他事前協議の審査基準に照らして重要な計画変更と認められるもの

3 土地開発事業事前協議申出書等の作成

(1) 土地開発事業事前協議申出書等の作成には、規則別記第1号様式を用い、14頁の提出書類の規格及び記載要領により作成してください。

○提出書類

- ・ 土地開発事業事前協議申出書（規則別記第1号様式）

- ・ 事業計画概要書

<記載項目>

(1) 土地開発計画の概要

(2) 開発区域の現況（面積、土地の権利、地形等）

(3) 土地利用の計画（利用面積、法令による制限等）

(4) 事業計画（施設設置計画、自然環境の保全のための計画等）

- ・ 図面

(1) 開発区域位置図（縮尺2万5千分の1以上5万分の1以下）

(2) 開発区域の現状平面図（縮尺2万5千分の1以上）

(3) 土地利用計画図（縮尺2万5千分の1以上）

- (2) 土地開発事業事前協議申出書の作成に先立ち、当該土地開発事業における13頁の「事前協議の指導基準」に示されている各基準の適合性を十分に確認してください。

4 地域土地対策連絡会議

事前協議申出書の受付後に県が開催する地域土地対策連絡会議に出席し、当該土地開発事業計画の概要について説明をしてください。

会議は、原則として開発予定区域が存在する市町村で開催します。必要に応じ、現地での説明を求めます。

(1) 土地対策連絡会議の内容

- ア 事業者による土地開発事業計画概要の説明
- イ 会議構成員からの質疑
- ウ 現地視察及び事業者による説明

(2) 地域土地対策連絡会議構成員

構 成 員	主な担当課・係
県事務所長	振興防災課、環境課
県庁都市政策課長（岐阜地域のみ）	土地計画調査係
県庁文化伝承課長（岐阜地域のみ）	伝統文化係
農林事務所長	農業振興課、林業課
土木事務所長	施設管理課
建築事務所長	建築指導係
教育事務所長 （東濃地域、恵那地域、飛騨地域）	教育支援課
保健所長	生活衛生課
岐阜地域産業労働室長（岐阜地域のみ）	産業労働係
岐阜地域環境室長（岐阜地域のみ）	環境保全係、廃棄物対策係
警察署長	交通係

(3) 留意事項

審査結果の通知と合わせ、会議構成員からの意見を送付しますので、それぞれの意見に対する対応結果を回答してください。

Ⅲ 開発協議

開発協議とは、事前協議が終了した土地開発事業に対する公共・公益的施設の技術的検討及び災害の防止、自然環境の保全等について、施設配置、構造、工程等設計の細部にわたって検討を行うものです。

開発協議では、土地開発計画の具体的な内容について、別途定める計画調整基準及び設計調整基準により審査を行います。

1 開発協議の適用除外（規則第9条）

次に掲げる法令等の適用を受ける開発行為は、規則の適用を受けないため、開発協議の申出が不要です。

- (1) 都市計画法第29条第1項本文及び第2項本文に規定する開発行為
(開発行為をする面積が40ha以上のものを除く。)
- (2) 宅地造成等規制法第8条第1項に規定する宅地造成に関する事業
(宅地造成をする面積が40ha以上のものを除く。)
- (3) 砂利採取法第16条の認可を受けて行う砂利採取事業であって第3条第4号に掲げる以外のもの
- (4) 採石法第33条の認可を受けて行う岩石の採取
- (5) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項の許可を受けて行う行為
(同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域内にその開発区域の全てが含まれているものに限り、開発区域の面積が40ha以上のものを除く。)
- (6) その開発区域の全てが国有林野に含まれるもの

2 留意事項

- (1) 事業者は、事前協議が整った後、土地開発事業計画の具体的な内容について県事務所に協議を行うことになっています。なお、規則第9条各号に該当する場合は、開発協議は不要ですが、関係個別法の許認可等を別途必ず受けてください。
- (2) 関係個別法による許認可等の申請若しくは届出又は協定締結の申出は、それぞれの所管行政庁（経由機関を含む。）へ提出してください。開発協議申出書の提出と関係個別法の許認可等は、原則として同時に行ってください。
- (3) 土地開発事業の施行によって設置されるゴルフ場、テニス場等の会員の募集は、すべて開発協議を完了した時点以降に行ってください。
- (4) 事業者は、当該土地開発区域が所在する市町村の長から当該土地開発事業の施行に関し、当該市町村の土地利用計画との調整等に関する協定（以下「開発協定」という。）の締結を求められたときは、これに応じるよう努めてください。

3 開発協議申出書等の作成

- (1) 土地開発事業開発協議申出書等の作成には、規則別記第2号様式を用い、21頁の提出書類の規格及び記載要領により作成してください。
- (2) 土地開発事業開発協議申出書の作成に先立ち、当該土地開発事業が規則第5条第3項に掲げる計画調整基準（別表第一）及び設計調整基準（別表第二）に示される各項目を満たしているかどうか十分に確認してください。

○提出書類

・ 土地開発事業開発協議申出書（規則別記第2号様式）

・ 事業計画内容書

1 計画書

<記載項目>

- (1) 土地開発計画の概要
- (2) 開発区域の現況（面積、土地の権利、地形等）
- (3) 土地利用の計画（利用面積、法令による制限等）
- (4) 事業計画（事業費、施設設置計画、自然環境の保全、公害防止、災害の防止、文化財等の保護、給水等のための計画等）
- (5) 施設の維持管理計画
- (6) 環境保全計画（ゴルフ場建設事業についてのみ記載）
- (7) 資金計画
- (8) ゴルフ会員募集計画（ゴルフ場建設事業についてのみ記載）
- (9) 一筆調書
- (10) 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (11) その他参考となる書類

2 計画書添付図面

- (1) 開発区域位置図（縮尺25,000分の1以上50,000分の1以下）
- (2) 開発区域の現況平面図（縮尺2,500分の1以上）
- (3) 土地利用計画図（縮尺2,500分の1以上）
- (4) 土地の公図写

3 設計明細書

<記載項目>

- (1) 開発区域内施設（営業施設、道路、樹林地、給水、排水、防災、汚水、廃棄物等）
- (2) 開発区域外施設（接続道路、排水施設等）の設計明細
- (3) 工事中における災害、水質汚濁等の防止計画の明細
- (4) 工事工程表

○提出書類（続き）

4 設計明細書添付図面

- (1) 各施設の計画平面図（縮尺 600 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下）
- (2) 各施設の計画縦横断面図（縮尺 600 分の 1 以上）
- (3) 給水計画図（縮尺 600 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下）
- (4) 排水計画図（縮尺 600 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下）
- (5) 調整池及び沈砂池の配置図及び構造図（縮尺 100 分の 1 以上）
- (6) 緑化計画図（縮尺 600 分の 1 以上 2,500 分の 1 以下）
- (7) 擁壁の構造（縮尺 100 分の 1 以上）
- (8) その他必要な図面

IV 助言・勧告・公表

次の場合は、事業者又は工事施行者に対し、助言又は勧告を行うことがあります。

- (1) 事前協議、開発協議、変更開発協議の申出をしなかったとき。
 - (2) 規則に基づく指導若しくは要請に応じないで土地開発工事を施工したとき。
- 助言又は勧告を受けた時は、速やかに指導や要請に応じるようにしてください。
勧告に従わない場合は、その旨及び勧告の内容を公表することがあります。

V 土地開発事業の施行

土地開発工事は開発協議が整い、かつ、関係個別法による許認可等のすべてが完了した後に着手してください。

[規則第13条第1項] ☆工事施行の前に必ず完了してください。

- 1 第5条第1項に規定する許可、認可、確認等を受けたこと。
- 2 第5条第4項の規定による通知があったこと（第9条各号に掲げる土地開発事業を除く。）。
- 3 自然環境保全協定の締結をしたこと。

1 工事施行の前にすべきこと

工事施行者は、本工事の前に防災工事を実施するとともに、周辺地域への汚濁水の流出など自然環境に影響を及ぼさないよう常に管理する体制を取ってください。

工事施行中において遺跡と認められるものを発見した時は、その現状を変更することなく文化財保護法第96条第1項の規定により遺跡発見届を必ずしてください。

また、周辺住民に対して、工事の時期や内容について事前に説明を行うなどして住民の理解を得るよう努め、トラブル防止を心がけるようにしてください。

2 各種届出の提出

次の場合は、速やかにその旨を市町村を経由して県事務所に届け出てください。

- (1) 工事施行者又は工事期間の変更等（第9号様式）
- (2) 工事の2週間以上の中止、若しくは中止した工事の再開又は工事の廃止（第10号様式）
- (3) 土地開発工事に着手するとき（第11号様式）
- (4) 土地開発工事の全部について工事が完了したとき（第12号様式）

3 土地開発事業計画の変更

開発協議完了後に、計画の変更があったときは、通常の開発協議と同じ手順で変更開発協議を行ってください。

ただし、次の要件をすべて満たすものについては、変更内容が軽微と認められることから、書面による届出をもって変更協議に代えることができます。

- (1) 変更する面積の合計が開発区域の10%未満であるもの。
(ただし、変更する面積の合計が1haを超えるものは除く。)
- (2) 変更面積が各コースの10%未満であるもの（ゴルフ場についてのみ）。
- (3) 各工種の事業量の変更が10%未満であるもの。

VI 適用除外

下記に該当する場合は、規則の適用除外となります。（規則第3条、「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の施行について」第2の2）

1 他の法令等の適用を受ける場合

- (1) 鉱業法の適用を受けるもの（鉱物採取）〔規則第3条第3号〕
- (2) 砂利採取法第16条の認可を受けて行う砂利採取事業に係るものであって、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は同法第54条第1項に規定する河川保全区域において行うもの及び一時農地を転用し、砂利採取後農地に復元するもの〔規則第3条第4号〕 ※「山砂利」は対象とする。
- (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業〔規則第3条第5号〕

ア土地区画整理法による土地区画整理事業
イ新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業
ウ首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業
又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業
エ都市再開発法による市街地再開発事業
オ新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業
カ大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
キ密集市街地整備法による防災街区整備事業
(都市計画法第12条第1項各号)

2 規則で指定された事業者である場合

- (1) 国、地方公共団体〔規則第3条第1号〕
- (2) 国土利用計画法第18条の政令で定める法人〔規則第3条第2号〕

「政令で定める法人」

港務局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社及び土地開発公社

(国土利用計画法施行令第14条)

- (3) 農業、林業又は漁業の用に供する目的で行うものであって知事が別に定めるもの〔規則第3条第7号〕

「知事が別に定めるもの」

農林水産物の生産（製造業に属するものを除く。）又は集荷の用に供する目的で行う農

地の集団化、農林水産施設の用の供する土地の造成及び道路の造成並びにこれらに類するもの（土地開発事業への土砂等の供給を兼ねるものを除く。）で、次の各号に掲げる者が行う土地開発事業とする。

ア 農地法第2条の2の規定による農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14の規定による農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項の規定による農地中間管理機構

・農地利用集積円滑化団体：農地利用集積円滑化事業を行う主体（実施主体）をいい、農地利用集積円滑化団体になることができるのは、市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等がある。

・農地中間管理機構：岐阜県においては、「（一社）岐阜県農畜産公社」が指定されている。

ウ 農業協同組合法第4条の規定による農業協同組合又は農業協同組合連合会

エ 森林組合法第3条の規定による森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会

オ 水産業協同組合法第2条の規定による漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合

カ 土地改良法第5条の規定による土地改良区

キ 国、県又は県内の地方公共団体の補助、又は県を通じて行う制度融資事業により土地開発事業を施行するもの

3 規則で指定された区域である場合

- (1) 都市計画法第29条第1項本文又は岐阜県事務処理の特例に関する条例の規定により同法第3章第1節に規定する事務を行う市町村の区域内において行うもの〔規則第3条第6号〕

岐阜市（中核市）、大垣市、高山市、多治見市、各務原市、可児市の6市

4 規則で指定された事業である場合

- (1) 非常災害に際し必要な応急措置として行うもの〔規則第3条第8号〕
(2) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの〔規則第3条第9号〕

「知事が別に定めるもの」

次に定める土地開発事業をいうものであること。

ア 農林漁業者就業改善及び農村環境整備等の土地開発事業で国又は県の補助により行う土地開発事業

イ 塩事業法第2条第2項の規定による塩製造業者、同条第3項の規定による塩特

定販売業者及び同条第4項の規定による塩卸売業者が業務の用に供する土地開発事業

ウ 電気通信事業法第117条第1項の規定による事業の認定を受けた者がその事業の用に供するために行う土地開発事業

・電気通信事業者：NTT、KDDI、ソフトバンク等

エ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第2項第1号の規定による産業導入地区内において施設用地を造成する土地開発事業

オ 工場立地法第3条第1項の規定による工場立地調査簿に登載された工場適地内において工業用地を造成する土地開発事業

カ 鉄道事業法第2条第1項の規定による鉄道事業若しくは同条第5項の規定による索道事業で一般の需要に応ずるもの又は軌道法による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する土地を造成する土地開発事業

・鉄道事業：2本レールの構造を持つ普通の鉄道、モノレール、案内軌条式鉄道（走行路面上の中央又は側壁にある案内軌条に案内輪をあてて、ゴムタイヤで走行する交通機関）、トロリーバス、ケーブルカー、リニアモーターカー等を経営する事業

・軌道事業：ロープウェイやスキーリフト等を経営する事業

キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物の用に供する土地を造成する土地開発事業

ク ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供する物に限る。）の用に供する土地を造成する土地開発事業

ケ 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法による工業用水道事業の用に供する土地を造成する土地開発事業

コ 土地収用法第26条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（他の法律により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する土地を造成する土地開発事業

サ 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法第17条第1項第3号イからニまでに掲げる事業の施設の用に供する土地を造成する土地開発事業

・核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務（高速増殖炉の開発等）

シ 林道建設事業

ス 道路法第22条第1項又は同法第24条の規定により、道路管理者の工事施行命令又は承認を受けて行う道路の建設事業（他の土地開発事業と一体と認められるものを除く。）である土地開発事業

提出書類の規格及び記載要領

I 事前協議申出書

事前協議申出書は、申出書、事業計画概要書、添付図面の順に編綴し、全体としてA4判の規格となるようにしてください。

添付図面は、A3判の規格（コピーでも可）としてください。

詳細は、別表のとおりです。

別表 事前協議申出書及び添付書類

書類等の名称	留意事項
事前協議申出書	<p>「土地開発事業名」 当該土地開発事業に係る固有の事業名称を記載すること。</p> <p>「開発区域の位置」 市町村名のほか、町、字、小字名等地番まで記載すること。なお、地番は、当該事業完成後に常置する管理事業所の予定位置等の代表地番を記載すること。</p> <p>「事業の種別」 住宅用宅地造成、別荘用宅地造成、ゴルフ場造成、工場用地造成、スキー場造成等の別を記載すること。</p> <p>「工事予定期間」 工事の予定始期及び予定終期を記載すること。なお、第1期工事、第2期工事等、数期に分割して施行する計画の場合にあっては、全体としての工事予定期間のほか、各期ごとの工事予定期間も記載すること。</p>
事業計画概要書	<p>冒頭に次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 計画の概要 事業の目的、開発区域の現況、土地取得の方式、土地の利用計画その他の概要を簡明に記載すること。</p>
添付図面等	<p>開発区域位置図 方位、開発区域の境界、主要道路からの経路及び主要河川までの排水経路を明示すること。なお、道路と河川等にはその種別及び名称を明示すること。</p> <p>開発区域現況平面図 方位、開発区域の境界並びに開発区域及びその周辺における地形を示す等高線、公共的施設の所在位置、名称及び法令による規制区域等を明示すること。</p> <p>土地利用計画図 方位、等高線、開発区域の境界、公共施設の位置、名称、形状、予定施設の敷地の形状、用途、公益的施設の位置、樹林地等緑地計画並びに排水計画等を明示すること。</p> <p>地区外施設（進入道路改良、排水路改修等）を設ける場合は、予定施設の計画を明示すること。</p>

申請書等の様式

規則別記第1号様式（第4条関係）

土地開発事業事前協議申出書			
			年 月 日
岐阜県知事（ 県事務所長）様			
			事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (電話番号)
岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり協議します。			
土地開発事業名		* 整理番号	
開発区域の位置		* 受付年月日	
事業の種別			
工事施行予定者 住所・氏名			
工事予定期間		* 審査結果	
開発区域の面積			
土地開発計画	別紙「事業計画概要書」のとおり		
法令等に基づく 許認可等の手続の 状況		摘 要	

備考

- 1 事業計画概要書は別紙として作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 土地開発計画の概要
 - (2) 開発区域の現況（面積、土地の権利、地形等）
 - (3) 土地利用の計画（利用面積、法令による制限等）
 - (4) 事業計画（施設設置計画、自然環境の保全のための計画等）
- 2 次に掲げる図面を添付すること。
 - (1) 開発区域位置図（縮尺25,000分の1以上50,000分の1以下）
 - (2) 開発区域の現状平面図（縮尺25,000分の1以上）
 - (3) 土地利用計画図（縮尺25,000分の1以上）

事業計画概要書様式

(2) 開発区域の現況

ア 開発区域内の地目別、所有者別の土地面積

区 分	公 簿 面 積								実 測 面 積	
	自 己 所有地	買収予 定面積	地上権 賃貸借 契約済 面積	地上権 賃貸借 予定面 積	国及び 地方公 共団体 所有地	そ の 他	計	割 合	面積	割 合
宅 地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	m ²	%
農 地										
山 林										
原 野										
公 共 公 益 施 設	赤線									
	青線									
	そ の 他									
そ の 他										
計								100.0		100.0

- (注) 1 実測面積が不明の場合は、地図上で測定した面積を記載すること。
 2 公共公益施設用地のうち、公簿の存しない法定外公共物（赤線、青線）については、公図求積による面積を公簿面積に記入すること。
 3 その他については、欄外等に具体的に記入すること。

イ 開発区域及び周辺の地形等

区 分	説 明							
周辺の土地の状況	ア 市街地内		イ 市街地近辺		ウ 農村集落内		エ 農村集落近辺	
	オ 農耕地内		カ 山林地内		キ その他 ()			
標高、地層、土質	開発区域内の標高	最高地	m		地層、土質			
		最低地	m					
		平均	m					
樹林地の面積及び樹種	開発区域内の樹林地面積 (開発区域総面積の %)				m ² 樹 種			
河川等	開発区域面積の %は	～	川 (谷) ～		川を経て	川へ流出		
	開発区域面積の %は	～	川 (谷) ～		川を経て	川へ流出		
	開発区域面積の %は	～	川 (谷) ～		川を経て	川へ流出		
開発区域の外周部から近辺の集落までの距離	市町村		集落までの距離			m		
	市町村		集落までの距離			m		
	市町村		集落までの距離			m		
交通条件	国道又は主要地方道から開発区域へ到着するまでの道路経路							
	道	線W=	m、		L=	m		
	道	線W=	m、		L=	m		
	道	線W=	m、		L=	m		
	道路がない区間 L= m、(現況地目)							
既存水利権等	公共の水道用水源として取水しているもの				川 (谷) 所在施設			
	農林水産業用水源として取水しているもの				川 (谷) 農業用ため池の数			
					開発区域内		か所	
					開発区域外		か所	
	その他の水源 () として取水しているもの				川 (谷) 所在施設			
近辺の公益的施設等までの距離(小学校、中学校までの距離は必ず記入すること。)	施設名	幼稚園	小学校	中学校	学校	保育所	公民館集会所	市町村役場
	距離	m	m	m	m	m	m	m
開発区域内及び近辺で過去に発生した災害の状況								

- (注) 1 「河川」欄は、開発区域内の雨水が1級河川へ放流されるまでの経路を流域毎に順を追って記載すること。
- 2 「交通条件」欄は、道路のみの交通経路を順路を追って、国道、県道、市町村道、私道に区分して記載すること。
- 3 「既存水利権等」欄は、関係する河川について影響するすべての既存水利権を記入すること。

(3) 土地利用計画

ア 土地利用面積

(単位：㎡)

区 分	営 業 施 設 用 地					公 共 的 施 設 用 地			樹 林 地		計
									残置森林		
面 積	㎡										
比 率	%										100%
法 令 に 基 づ く 制 限		面積									
		比率									100
		面積									
		比率									100
		面積									
		比率									100
		面積									
		比率									100

(注) 「営業施設用地」欄には、分譲用宅地、ゴルフ場のホールのほか、クラブハウス、スキー場のゲレンデ等、当該土地開発事業施行の主たる目的とした施設にかかる面積を記載し、「公共的施設用地」欄には、道路、公園、緑地、広場、集会所、給水、排水等、開発区域内で事業者が施行する施設にかかる面積を記載すること。

イ 開発区域内における法令等に基づく開発行為の制限等

区 分	規制の種別	面 積
1 市街化区域（都市計画法）		㎡
2 市街化調整区域（都市計画法）		
3 1、2以外の都市計画区域（都市計画法）		
4 用途地域（都市計画法）		
5 宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）		
6 風致地区（市町風致地区条例）		
7 農 地（農地法）		
8 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）		
9 土地改良事業実施区域（土地改良法）		
10 特定農業用ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）		
11 国・県の補助、融資に係る農業事業の実施区域		
12 国・県の補助、融資に係る林業事業の実施区域		
13 原生自然環境保全地域（自然環境保全法）		
14 自然環境保全地域の特別地区（自然環境保全法）		
15 自然環境保全地域の普通地区（自然環境保全法）		
16 岐阜県自然環境保全地域の特別地区（岐阜県自然環境保全条例）		
17 岐阜県自然環境保全地域の普通地区（岐阜県自然環境保全条例）		
18 緑地環境保全地域の特別地区（岐阜県自然環境保全条例）		
19 緑地環境保全地域の普通地区（岐阜県自然環境保全条例）		
20 自然環境保全協定（岐阜県自然環境保全条例）		
21 国立公園の特別地域（自然公園法）		

区 分	規制の種別	面 積
22 国立公園の普通地域（自然公園法）		m ²
23 国定公園の特別地域（自然公園法）		
24 国定公園の普通地域（自然公園法）		
25 県立自然公園の特別地域（岐阜県立自然公園条例）		
26 県立自然公園の普通地域（岐阜県立自然公園条例）		
27 保 安 林（森林法）		
28 保安施設地区（森林法）		
29 保健機能森林の区域（森林の保健機能の増進に関する特別措置法）		
30 地域森林計画対象民有林（森林法）		
31 河川区域、河川保全区域（河川法）		
32 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法）		
33 砂防指定地（砂防法）		
34 地すべり防止区域（地すべり等防止法）		
35 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）		
36 鳥獣保護区内の特別保護地区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）		
37 埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）		
38 史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、登録記念物、重要伝統的建築物群保存地区（文化財保護法、岐阜県文化財保護条例）		
39 土採取規制区域（岐阜県土採取規制条例）		
40 法定外道水路（市町村法定外公共物管理条例）		
41 墓地（墓地、埋葬等に関する法律）		
42 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）		
43 廃棄物が地下にある土地の指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）		
44 指定希少野生生物保護区（岐阜県希少野生生物保護条例）		
45 土壤汚染対策法		
46 採石法、砂利採取法		
47 岐阜県埋立て等の規制に関する条例		
48 環境影響評価法		
49 岐阜県環境影響評価条例		
50 その他（規制事項を具体的に記載すること。）		

(注) 1 該当するものに○印を付すること。

2 「規制の種別」欄は、該当する制限区域の規制内容がさらに区分されている場合に、その区分を記載すること。

3 「面積」欄は、実測（又は地図により測定）面積を記載すること。

4 「40 法定外道水路」及び「41 墓地」にあつては、開発区域に隣接するものがある場合は、その旨明記すること。

(4) 事業計画

施設区分			計画の概要					
開 発 区 域 内 施 設	営業施設	分譲用宅地	区画数	1区画の面積		m ²		
	道路		施設の概要					
	内 訳	幹線道路	W=	m、	L=	m		
		支線道路	W=	m、	L=	m		
		その他道路	W=	m、	L=	m		
	公園・広場		m ²					
	給水施設		施設の概要					
排水施設		集水区域	m ² 分は、	川（谷）へ流末処理する (調整池をヶ所設置)				
		集水区域	m ² 分は、	川（谷）へ流末処理する (調整池をヶ所設置)				
		施設の概要						
防災施設		施設の概要						
公害防止のための施設		施設の概要						
学校・保育所・集会所等 公益的施設		施設の概要						
その他の施設		施設の概要						
土石の移動		開発区域内処理		搬入する	m ³	搬出する	m ³	
開 発 区 域 外 施 設	道路施設	種別	名称	改修延長	計画幅員 車幅 全幅		現況幅員	事業主体
		国・県道			m	m		
		市町村道						
		その他						
排 水 施 設	管理者別	名称	改修延長	構造		事業主体		
その 他 の 施 設								

自然保護計画	開発区域内及び周辺の地域の自然環境状況	
	自然環境保全の方針	現存自然植生の保全
		重要な動植物の保護
緑地面積の割合	$\frac{\text{緑地面積} \quad \text{m}^2}{\text{開発区域総面積} \quad \text{m}^2} \times 100 = \quad \%$	
周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮		

- (注) 1 「営業施設」欄は、分譲用宅地のほか、ゴルフ場のホール、クラブハウス、スキー場のゲレンデ等、当該土地開発事業施行の主たる目的とした施設をできる限り分別して記載すること。なお、砂利採取事業等施設設置が目的でない事業の場合にあっても、この欄に記載すること。
- 2 「防災施設」欄は、土砂崩壊、土砂流出防止、溢水、洪水その他の水災防止、干害防止、落石防止、なだれその他の雪害防止、風害防止のための施設及び消防施設について記載すること。
- 3 「公害防止のための施設」欄は、水質汚濁防止、大気汚染防止、騒音防止、悪臭防止等のための施設及び廃棄物処理について記載すること。
- 4 「周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮」欄は、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為を行う場合に、防災や景観等の観点での、住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取組状況について記載すること。

II 開発協議申出書

開発協議申出書は、申出書、事業計画書（計画書、添付図面、設計書、添付図面）として A4判の規格となるようにしてください。

詳細は、別表のとおりです。

別表 開発協議申出書及び添付書類

書類等の名称	留意事項
開発協議申出書	<p>「土地開発事業名」 当該土地開発事業に係る固有の事業名称を記載すること。</p> <p>「開発区域の位置」 市町村名のほか、町、字、小字名等地番まで記載すること。なお、地番は、当該事業完成後に常置する管理事業所の予定位置等の代表地番を記載すること。</p> <p>「事業の種別」 住宅用宅地造成、別荘用宅地造成、工場用地造成、ゴルフ場造成、スキー場造成等の別を記載すること。</p> <p>「工事予定期間」 工事の予定始期及び予定終期を記載すること。なお、第1期工事、第2期工事等、数期に分割して施行する計画の場合にあっては、全体としての工事予定期間のほか、各期の工事予定期間も記載すること。</p> <p>「法令に基づく許認可等の手続状況」 法令又は条例の規定に許可、認可、確認等及び岐阜県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の手続の状況を記載すること。 上記のほか、(注)に従い作成すること。</p>
計画書	<p>事業の目的、開発区域の現状、土地取得の方式、土地の利用計画その他の概要を簡明に記載すること。</p>
添付図面等	<p>開発区域位置図 方位、開発区域の境界、主要道路からの経路、主要河川までの排水経路を明示すること。</p> <p>開発区域現況平面図 方位、開発区域の境界、開発区域及びその周辺における地形を示す等高線、公共的施設の所在位置と名称、法令による規制区域等を明示すること。</p> <p>土地利用計画図 方位、等高線、開発区域の境界、公共施設の位置、名称、形状、予定施設の敷地の形状、用途、公益的施設の位置、樹林地等緑地計画等を明示すること。また設計明細書、設計詳細図に記載した各施設と照合できるよう施設の位置に記号を明確に付すること。</p>

書類等の名称	留 意 事 項
	<p>土地の公図写</p> <p>土地の公図写は、開発区域の境界及びその周辺の字界、地番、公道並びに水路を示すものとし、地目を記入するほか、開発区域界は赤線で表示すること。</p> <p>なお、協議申出書の正本、副本及び写しに添付する公図写については、国有道水路堤塘敷を赤、青、薄墨色で色分けするほか、利用現況を田、畑、採草放牧地等に色分けしたものとすること。</p> <p>図面の縮尺</p> <p>図面の縮尺は、規則別記第2号様式備考に掲げる縮尺を標準とするが、見やすく扱いやすい大きさの図面とすること。したがって、縦断面図、横断面図等の場合、標準縮尺では著しく大きな図面となるときには、適宜縮尺を変更して、扱い易い大きさまで図面寸法を縮尺するようにすること。</p> <p>その他</p> <p>図面の見やすい位置に図面番号を表示し、設計明細書の各表に照合できるようにするほか、図面を折りたたむときは、図面番号が表側にできるようにすること。</p>

申請書等の様式

第2号様式（第5条関係）（用紙日本産業規格A4）

<p>土 地 開 発 事 業 開 発 協 議 申 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事（ 県事務所長）様</p> <p style="text-align: right;">事業者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては その代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">（電話番号 ）</p> <p>岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり協議します。</p>			
土地開発事業名		* 整理番号	
開発区域の位置		* 受付年月日	
事業の種別			
工事施行予定者 住所・氏名			
工事予定期間		* 審査結果	
開発区域の面積			
土地開発計画	別紙「事業計画内容書」のとおり		
法令等に基づく 許認可等の手続 の状況		摘 要	

備考

- 1 事業計画内容書は、計画書及び設計明細書とし、それぞれ別に作成するものとする。
- 2 計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 土地開発計画の概要
 - (2) 開発区域の現況（面積、土地の権利、地形等）
 - (3) 土地利用の計画（利用面積、法令による制限等）

- (4) 事業計画（事業費、施設設置計画、自然環境の保全、公害防止、災害の防止、文化財等の保護、給水等のための計画等）
 - (5) 施設の維持管理計画
 - (6) 環境保全計画（ゴルフ場建設事業についてのみ記載）
 - (7) 資金計画
 - (8) ゴルフ会員募集計画
 - (9) 一筆調書（土地の権利に関する調書）
 - (10) 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
 - (11) その他参考となる書類
- 3 計画書には、次に掲げる図面を添付するものとする。
- (1) 開発区域位置図（縮尺25,000分の1以上50,000分の1以下）
 - (2) 開発区域の現況平面図（縮尺2,500分の1以上）
 - (3) 土地利用計画図（縮尺2,500分の1以上）
 - (4) 土地の公図写
- 4 設計明細書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 開発区域内施設（営業施設、道路、樹林地、給水、排水、防災、汚水、廃棄物等）の設計明細
 - (2) 開発区域外施設（接続道路、排水施設等）の設計明細
 - (3) 工事中における災害、水質汚濁等の防止計画の明細
 - (4) 工事工程表
- 5 設計明細書には、次に掲げる図面を添付するものとする。
- (1) 各施設の計画平面図（縮尺600分の1以上2,500分の1以下）
 - (2) 各施設の計画縦横断面図（縮尺600分の1以上）
 - (3) 給水計画図（縮尺600分の1以上2,500分の1以下）
 - (4) 排水計画図（縮尺600分の1以上2,500分の1以下）
 - (5) 調整池及び沈砂池の配置図及び構造図（縮尺100分の1以上）
 - (6) 緑化計画図（縮尺600分の1以上2,500分の1以下）
 - (7) 擁壁の構造（縮尺100分の1以上）
 - (8) その他必要な図面

[I] 計画書

(1) 計画の概要

事業の目的、開発区域の現況、土地取得の方式、土地の利用計画その他の概要を簡明に記載すること。

(2) 開発区域の現況

ア 開発区域内の地目別、所有者別の土地面積

区 分	公 簿 面 積					実 測 面 積		
	自 己 所 有 地	内買収 面 積	地上権 賃貸借 済面積	国及び地 方公共団 体所有地	計	割 合	面 積	割 合
宅 地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	m ²	%
農 地								
山 林								
原 野								
公 共 公 益 施 設	赤線							
	青線							
	そ の 他							
そ の 他								
計						100		100

(注) 1 実測面積が不明の場合は、地図上で測定した面積を記載すること。

2 公共公益施設用地のうち、公簿の存しない法定外公共物（赤線、青線）については、公図求積による面積を公簿面積に記入すること。

3 その他については、欄外等に具体的に記入すること。

イ 開発区域及び周辺の地形等

区 分	説 明							
周辺の土地の状況	ア 市街地内 イ 市街地近辺 ウ 農村集落内 エ 農村集落近辺 オ 農耕地内 カ 山林地内 キ その他 ()							
標高、地層、土質	開発区域内の標高	最高地	m		地層、土質			
		最低地	m					
		平均	m					
樹林地の面積及び樹種	開発区域内の樹林地面積 m ² (開発区域総面積の %) 樹 種							
河川等	開発区域面積の %は	～	川 (谷)	～	川を経て	川へ流出		
	開発区域面積の %は	～	川 (谷)	～	川を経て	川へ流出		
	開発区域面積の %は	～	川 (谷)	～	川を経て	川へ流出		
開発区域の外周部から近辺の集落までの距離	市町村	集落までの距離				m		
	市町村	集落までの距離				m		
	市町村	集落までの距離				m		
交通条件	国道又は主要地方道から開発区域へ到着するまでの道路経路							
	道	線W=	m、		L=	m		
	道	線W=	m、		L=	m		
	道	線W=	m、		L=	m		
	道路がない区間 L= m、(現況地目)							
既存水利権等	公共の水道用水源として取水しているもの				川 (谷) 所在施設			
	農林水産業用水源として取水しているもの				川 (谷) 農業用ため池の数			
	開発区域内				か所			
	開発区域外				か所			
	その他の水源 () として取水しているもの 川 (谷) 所在施設							
近辺の公益的施設等までの距離(小学校、中学校までの距離は必ず記入すること。)	施設名	幼稚園	小学校	中学校	学校	保育所	公民館集会所	市町村役場
	距離	m	m	m	m	m	m	m
開発区域内及び近辺で過去に発生した災害の状況								

- (注) 1 「河川」欄は、開発区域内の雨水が1級河川へ放流されるまでの経路を流域毎に順を追って記載すること。
- 2 「交通条件」欄は、道路のみの交通経路を順路を追って、国道、県道、市町村道、私道に区分して記載すること。
- 3 「既存水利権等」欄は、関係する河川について影響するすべての既存水利権を記入すること。

(3) 土地利用計画

ア 土地利用面積

(単位：㎡)

区 分	営 業 施 設 用 地						公 共 的 施 設 用 地			樹 林 地		計
											殘 積 林	
面 積 ㎡												
比 率 %												100%
法 令 に 基 づ く 制 限	面積	面積										
		比率										100
	面積	面積										
		比率										100
	面積	面積										
		比率										100
面積												100

(注) 「営業施設用地」欄には、分譲用宅地、ゴルフ場のホールのほか、クラブハウス、スキー場のゲレンデ等、当該土地開発事業施行の主たる目的とした施設にかかる面積を記載し、「公共的施設用地」欄には、道路、公園、緑地、広場、集会所、給水、排水等、開発区域内で事業者が施行する施設にかかる面積を記載すること。

イ 開発区域内における法令等に基づく開発行為の制限等

区 分	規制の種類別	面 積
1 市街化区域 (都市計画法)		㎡
2 市街化調整区域 (都市計画法)		
3 1、2以外の都市計画区域 (都市計画法)		
4 用途地域 (都市計画法)		
5 宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)		
6 風致地区 (市町風致地区条例)		
7 農 地 (農地法)		
8 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)		
9 土地改良事業実施区域 (土地改良法)		
10 特定農業用ため池 (農業用ため池の管理及び保全に関する法律)		
11 国・県の補助、融資に係る農業事業の実施区域		
12 国・県の補助、融資に係る林業事業の実施区域		
13 原生自然環境保全地域 (自然環境保全法)		
14 自然環境保全地域の特別地区 (自然環境保全法)		
15 自然環境保全地域の普通地区 (自然環境保全法)		
16 岐阜県自然環境保全地域の特別地区 (岐阜県自然環境保全条例)		
17 岐阜県自然環境保全地域の普通地区 (岐阜県自然環境保全条例)		
18 緑地環境保全地域の特別地区 (岐阜県自然環境保全条例)		
19 緑地環境保全地域の普通地区 (岐阜県自然環境保全条例)		
20 自然環境保全協定 (岐阜県自然環境保全条例)		
21 国立公園の特別地域 (自然公園法)		
22 国立公園の普通地域 (自然公園法)		
23 国定公園の特別地域 (自然公園法)		㎡

区 分	規制の種別	面 積
24 国定公園の普通地域（自然公園法）		
25 県立自然公園の特別地域（岐阜県立自然公園条例）		
26 県立自然公園の普通地域（岐阜県立自然公園条例）		
27 保 安 林（森林法）		
28 保安施設地区（森林法）		
29 保健機能森林の区域（森林の保健機能の増進に関する特別措置法）		
30 地域森林計画対象民有林（森林法）		
31 河川区域、河川保全区域（河川法）		
32 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法）		
33 砂防指定地（砂防法）		
34 地すべり防止区域（地すべり等防止法）		
35 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）		
36 鳥獣保護区内の特別保護地区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）		
37 埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）		
38 史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、登録記念物、重要伝統的建築物群保存地区（文化財保護法、岐阜県文化財保護条例）		
39 土採取規制区域（岐阜県土採取規制条例）		
40 法定外道水路（市町村法定外公共物管理条例）		
41 墓地（墓地、埋葬等に関する法律）		
42 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）		
43 廃棄物が地下にある土地の指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）		
44 指定希少野生生物保護区（岐阜県希少野生生物保護条例）		
45 土壌汚染対策法		
46 採石法、砂利採取法		
47 岐阜県埋立て等の規制に関する条例		
48 環境影響評価法		
49 岐阜県環境影響評価条例		
50 その他（規制事項を具体的に記載すること。）		

(注) 1 該当するものに○印を付すること。

2 「規制の種別」欄は、該当する制限区域の規制内容がさらに区分されている場合に、その区分を記載すること。

3 「面積」欄は、実測（又は地図により測定）面積を記載すること。

4 「40 法定外道水路」及び「41 墓地」にあっては、開発区域に隣接するものがある場合は、その旨明記すること。

(4) 事業計画

ア 計画事業費（全体計画）（第 期計画）

総 額		
内 訳	用地買収費	
	工 事 費	
	その他経費	

(注) 1 概算の計画事業費を記載すること。

2 第1期工事、第2期工事等数期に分割して工事を施行する計画である場合には、全体計画の表

のほか各期ごとの表も作成すること。以下、イ表及びウ表においても同じ。

イ 施設設置計画の概要（全体計画）（第 期計画）

施設区分		計画の概要						
開 発 区 域 内 施 設	営業施設							
	道 路	施設の概要						
		内 訳	幹線道路	W=	m、L=	m、最急勾配	%	
			支線道路	W=	m、L=	m、最急勾配	%	
	その他道路	W=	m、L=	m、最急勾配	%			
	駐 車 場		か所	m ²	(台)		
	公 園 ・ 広 場		か所	m ²	施設の概要			
	給 水 施 設		施設の概要					
	排 水 施 設	集水区域	m ² 分は	川(谷)へ流末処理する (調整池を 場所設置)				
		集水区域	m ² 分は	川(谷)へ流末処理する (調整池を 場所設置)				
	防 災 施 設		施設の概要					
汚 水 処 理 施 設		処理方式	排出污水の種類		数量			
廃 棄 物 処 理 施 設		処理方式	廃棄物の種類		数量			
消 防 用 施 設		自然利水	か所、貯水池設置	か所、消火栓設置	か所 その他の設置			
そ の 他 の 施 設		施設の概要						
土 石 の 移 動		開発区域内処理		搬入する	m ³	搬出する	m ³	
開 発 区 域 外 施 設	道 路 施 設	種 別	名 称	改修延長	計 画 幅 員	現 況 幅 員	事 業 主 体	
					車 幅	全 幅		(全 幅)
		県 道		m	m	m		
		市町村道 そ の 他						
	排 水 施 設	管 理 者 別	名 称	改修延長	構 造		事 業 主 体	
		一級河川						
		市町村河川						
		排 水 路						
	そ の 他 の 施 設							

(注) 「営業施設」欄は、ゴルフ場のホール、クラブハウス、スキー場のゲレンデ等、当該土地開発事業施行の主たる目的とした施設をできる限り分別して記載すること。なお、砂利採取事業等施設

設置が目的でない事業の場合にあっても、この欄に記載すること。

ウ その他の関連公共・公益的施設(国・県・市町村等が管理する施設)の整備計画
(全体計画) (第 期計画)

施設区分	施設名	施設管理者	事業者が行う整備計画
交通施設			
給水施設			
排水施設			
教育施設			
社会施設			
環境衛生施設			
その他			

(注) 土地開発事業の施行によって、国、県、市町村等の公共・公益的施設に影響を及ぼす場合において、当該公共・公益的施設の設備を事業者が施行又は経費を負担して行うときの計画を記載すること。

エ 自然環境の保全計画

開発区域内及び周辺の 地域の自然環境の状況		
自全 然の 環方 境針 保	現存自然植生の保全	
	貴重な動植物の保護	
	風致、景観の保全	
	樹林地の確保	
	その他	
緑地 面積 等	現況緑地面積①	m ²
	うち樹林地	m ²
	確保計画緑地面積②	m ²
	うち樹林地	m ²
	残置森林	m ²
	造成森林	m ²
	樹林地確保面積の割合	$\frac{\text{確保計画緑地面積②}}{\text{現況緑地面積①}} \times 100 = \quad \%$

オ 災害の防止計画

災害防止の方針			
計 画 の 内 容	区 分	災害防止施設設置計画	その他の対策
	土砂崩壊防止		
	土砂流出防止 溢水、洪水その他の水災防止		

(注) 「区分」欄は、土砂崩壊防止、土砂流出防止、溢水、洪水その他の水災防止、干害防止、落石防止、なだれその他の雪害防止、風害防止、火災対策、その他に区分して記載すること。

カ 文化財等の保護方針

文化財等の名称	保護の方針

キ 給水計画

給水計画の方針							
計画給水人口	人	総給水量	最大平均	m ³ /日 m ³ /日	1人当り給水量	最大平均	m ³ /日 m ³ /日
水源及び水量	公共水道から受水	市町村上水道から受水		最大受水量	m ³ /日		
		市町村簡易水道から受水		最大受水量	m ³ /日		
	その他	水源の名称			最大受水量	m ³ /日	

(5) 施設維持管理計画

施設名	施設管理を行う法人等の名称、所在地	土地開発事業者との関係	管理費用の財源調達方法	管理の方針等

(注) 施設完成後における道路、調整池、沈砂池、排水施設等の維持管理について、施設区分ごとに記載すること。

(6) 環境保全計画

ア ゴルフ場概要

概 要		備 考	
ホール数	ホール		
面 積	ha		
内 訳	グリーン		ha
	ティーグラウンド		ha
	フェアウエー		ha
	ラ フ		ha
	残置森林		ha
	造成森林	ha	
その他	ha		

イ 農薬適正使用に関する環境保全対策

(ア) 農薬適正使用に関する基本方針

--

(イ) 農薬使用量の抑制を図るための方策

区 分	内 容
①使用農薬の種類	
②使用量の抑制	
③その他	

ウ 快適な環境の形成

①森林の保全
②貴重な山野草等の保護育成
③野鳥、昆虫、魚類の生息環境づくり
④その他

(注) ゴルフ場開発事業についてのみ記載すること。

(7) 資金計画

資金の種別	金額	主たる取引銀行
自己資金	千円	
借入金		
その他		
計		

(注) 自己資金については、預金残高証明書、借入金については、金融機関からの融資証明書又は立て替え工事証明書等資金計画についての裏付けとなる資料を添付すること。

(8) ゴルフ場会員募集計画

募集の時期	会員の種別	募集会員数	拠出金の金額
		人	千円

(9) 一筆調書

土地の所在地番	土地に関する事項					
	地目		面積		所有者	
	登記簿	現況	登記簿	実測	住所	氏名
			m ²	m ²		
合計 筆						

(注) 開発区域の土地の全部について一筆ごとに記載すること。

(10) その他の事業計画

項 目	内 容

(注) 前表までに記載したもの以外の関連事業及び開発事業に伴う措置等の計画について記載すること

(注) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為を行う場合には、防災や景観等の観点での、住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取組状況について記載すること。

〔Ⅱ〕設 計 書

設計明細書には、次の事項を記載すること。なお、各表ごとに、それぞれ別紙として作成すること。

(1) 開発区域内施設

ア 営業施設の明細

施 設 名	位 置	規 模 構 造 等	図 面 番 号

(注) 1 「営業施設」とは、ゴルフ場のホール、クラブハウス、スキー場のゲレンデ等、当該土地開発事業施行の主たる目的とした施設をいうものであること。

2 位置は、符号により土地利用計画図と対照して見えるように示すこと。以下各表において同じ。

3 必要に応じ、施設の平面図を添付すること。

4 添付図面と照合しやすくするため、図面番号を付すること。以下各表において同じ。

イ 道路の明細

幹線支線等の別	位置	幅員 m	延長 m	勾 配			最小曲線半径	計 画 交通量	付帯施設の 明 細	図 面 番 号
				最小 %	最大 %	平均 %				

(注) 現況及び計画を示す平面図、縦断面図及び横断面図及び構造図を添付すること。

ウ 樹林地確保の計画

現存、植栽の別	位置	面積	樹種	確保計画の明細	図面番号
計				A 開発区域の総面積 m ² B — ×100= % B 樹林地の確保面積 m ² A	

- (注) 1 樹林地を適宜区分して符合を付すること。
2 緑化計画図を添付すること。なお、現存、植栽の別を色で区分して示すこと。

エ 排水施設の明細

施設区分	位置	規模・構造等	設計基礎数値及びその算出根拠	図面番号

- (注) 1 既存の河川、その他のため池等に流入する雨水が増加若しくは減少し、又は汚水が流入する等、土地開発事業によって影響を及ぼすこととなる場合は、当該ため池の管理者の同意書を添付すること。
2 排水にかかる水理計算書を添付すること。
3 現況及び計画を示す排水計画図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図等を添付すること。

オ 防災施設の明細

施設区分	位置	規模・構造等	設計基礎数値及びその算出根拠	図面番号

- (注) 1 擁壁、防災堰堤その他の土砂崩壊防止施設、土砂流出防止施設、水防施設等の防災施設を記載すること。
2 流出土砂量の計算書等を添付すること。
3 堰堤構造図、がけ断面図、擁壁構造図、施設配置図等必要な図面を添付すること。

カ 汚水処理施設の明細

施設区分	位 置	処理の方法	規模・構造等	設計の根拠数値	処理後の状況	図面番号

- (注) 1 「処理後の状況」欄は、処理水の水質状況等を記載すること。
 2 河川へ流末するまでの処理水排出系統図（略図）を添付すること。

キ その他の開発区域内の施設の明細

施 設 の 名 称	位 置	施 設 の 明 細	図 面 番 号

(注) 必要に応じ、平面図、構造図等を添付すること。

(2) 開発区域外施設の明細

ア 道路施設

道路 種別	道路の 名 称	位置	幅員	延長	勾 配			最小曲 線半径	計 画 交通量	付帯施設の 明 細	図面番号
					最小	最大	平均				
			m	m	%	%	%				

(注) 現況及び計画を示す平面図、縦断面図及び横断面図を添付すること。

イ 排水施設

排水路種別	施設の名称	位 置	規 模 ・ 構 造 等	設計基礎数値及びその算出根拠	図面番号

(注) 設置施設及び流末河川の現況及び計画を示す平面図、縦断面図、横断面図及び構造図を添付すること。

ウ その他の開発区域外施設の明細

施 設 の 名 称	位 置	施 設 の 明 細	図 面 番 号

(注) 必要に応じ、平面図、構造図等を添付すること。

(3) 工事中における災害、水質汚濁等の防止計画の明細

事 項	位 置	防止工の種類	永久施設 仮 施 設 の 別	計 画 の 明 細	図 面 番 号

- (注) 1 「事項」欄は、土砂崩壊流出防止、水質汚濁防止、かんがい、飲用水確保、交通安全対策、騒音対策、その他に区別すること。
 2 永久施設として設置する防止工は、(1)の才表、(1)のカ表等と重複して記載されることとなるものであること。
 3 平面図、構造図等を添付すること。ただし、永久施設となるものにあつては、この限りではない。

(4) 工事工程表

期別 工種	年 度														摘 要	
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		

- (注) (3)表「工事中における災害、水質汚濁等の防止計画の明細」にかかる工事は、当初に行う工程計画とすること。

Ⅲ 変更開発協議

開発協議の承認通知の後に土地開発計画の変更をした場合の申出書様式です。

本様式のほか、変更前及び変更後の状況を明示できる計画及び設計概要書、明細書及び図面を添付してください。

第7号様式（規格A4）

土地開発事業開発協議に係る変更開発協議書

年 月 日

岐阜県知事
岐阜県〇〇県事務所長 } 様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名
(電話番号)

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第6条前段の規定により内容を変更したいので、次のとおり協議します。

土地開発事業名		* 整理番号	
開発区域の位置		* 受理番号	
工事期間			
開発区域の面積			
設計変更をした 部分の概要		* 審査結果	
		備考	

(注) 変更前及び変更後の状況を明示できる計画及び設計概要書、明細書及び図面を添付すること。

IV 変更の届出（土地開発計画の変更の内容が軽微と認められるとき）

開発協議の承認通知の後に土地開発計画の変更をした場合の申出書様式です。

本様式のほか、変更前及び変更後の状況を明示できる計画及び設計概要書、明細書及び図面を添付してください。

なお、変更の内容が軽微か否かの判断については、事前に県庁都市政策課又は各県事務所に確認してください。

第8号様式（規格A4）

土地開発事業に係る変更届出書

年 月 日

岐阜県知事
岐阜県〇〇県事務所長 } 様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名
(電話番号)

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第5条の規定により承認された土地開発事業の内容について軽微な変更しますので、同規則第6条後段の規定に基づいて次のとおり届出します。

土地開発事業名		* 整理番号	
開発区域の位置		* 受理番号	
開発区域の面積			
設計変更をした 部分の概要		* 審査結果	
		備 考	

(注) 変更前及び変更後の状況を明示できる計画及び設計概要書、明細書及び図面を添付すること。

V 工事施行者（工事期間）を変更するとき

第9号様式（規格A4）

土地開発事業の工事施行者（工事期間）変更届

年 月 日

岐阜県知事
岐阜県〇〇県事務所長 } 様

事業者氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名
(電話番号)

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土地開発事業名		
開発区域の位置		
開発区域の面積		
工事施行者の住所 氏名及び連絡場所	新	(電話番号)
	旧	(電話番号)
工事期間	新	
	旧	
変更年月日		
備	考	

(注) 変更後の工事施行者に係る業務経歴表等を添付すること。

VI 土地開発事業の工事を廃止（中止・再開）するとき

第10号様式（規格A4）

土地開発事業の工事廃止（中止・再開）届

年 月 日

岐阜県知事
岐阜県〇〇県事務所長 } 様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあたってはその代表者の氏名
(電話番号)

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第15条の規定により、下記のとおり届けます。

記

土地開発事業名	
開発区域の位置	
開発区域の面積	
工事期間（当初計画）	
廃止(中止・再開)年月日	年 月 日
廃止(中止・再開)の理由	
中止予定期間(再開後の工事予定期間)	年 月 日から 年 月 日まで
廃止(中止)時の工事進捗状況(図面及び写真添付)	
防災措置(図面添付)	
備考	

Ⅶ 土地開発事業の工事に着手するとき

第11号様式（規格A4）

工 事 着 手 届

年 月 日

岐阜県知事
岐阜県〇〇県事務所長 } 様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人あつてはその代表者の氏名
(電話番号)

下記の土地開発事業の工事に着手しますので、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第16条の規定により届け出ます。

記

開発協議承認通知 年月日 文書番号	年 月 日 第 号	
土地開発事業名		
開発区域の位置		
開発区域の面積		
工事着手・完了予定 年 月 日	年 月 日 着手 年 月 日 完了予定	
工事 施 行 者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	(電話)
工事 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	(電話)
備 考		

(注) 防災施設ごとに施工時期を明示した工程表を添付すること。

VIII 土地開発事業の工事が完了したとき

第12号様式（規格A4）

工 事 完 了 届

年 月 日

岐阜県知事
岐阜県〇〇県事務所長 } 様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表の氏名
(電話番号)

下記の土地開発事業計画の工事が完了しましたので、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則
第16条の規定により届け出ます。

記

開発協議通知年月日 文書番号	年 月 日 第 号
土 地 開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	
開 発 区 域 の 面 積	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

(注) 工事が完了したことがわかる写真（開発区域の状況、防災施設等）を添付すること。

土地開発事業の協議における 基準と運用

I 事前協議の指導基準

事前協議申出書を提出する前に、計画している土地開発事業の内容が次の基準に適合していることを十分に確認してください。

1 土地開発事業に関する構想又は計画に対する適合性

(1)	次の計画の対象地域の整備発展の基本的方向に反していないこと。 次の計画に定められた土地利用区分等から見て明らかに不相当でないこと
	ア 岐阜県長期構想、国土利用計画法による県計画及び岐阜県土地利用基本計画
	イ 市町村基本構想、国土利用計画法による市町村計画
	ウ 都市計画区域、農業振興地域、地域森林計画区域、自然環境保全地域及び自然公園区域等に係る土地利用の計画
(2)	次に掲げる区域を含まないか、その指定の趣旨に反しないものであること。
	ア 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域
	イ 国の直轄、国又は県の補助若しくは融資に係る農林業に関する事業の実施区域及び土地改良に基づく土地改良事業実施区域
	ウ 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の特別地区並びに岐阜県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の特別地区及び緑地環境保全地域の特別地区
	エ 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の特別地域並びに岐阜県立自然公園条例に基づく県立自然公園の特別地域
	オ 森林法に基づく保安林、保安施設地区及びこれらの指定予定の森林
	カ 砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、岐阜県建築基準条例に基づく災害危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域
	キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区及び岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物保護区
	ク 都市計画法に基づく風致地区、特別緑地保全地区及び市街化調整区域
	ケ 文化財保護法及び岐阜県文化財保護条例に基づく指定・選定等区域、伝統的建造物群保存地区並びに周知の埋蔵文化財包蔵地

2 公共施設及び公益的施設の整備計画に対する適合性

(1)	土地開発事業が、次の公共施設・公益的施設の構造の安全性や機能を阻害することが予想される場合、これらの施設のための適正な整備計画があるか。
	ア 道路、橋りょう、駐車場その他の交通に係る施設
	イ 河川施設
	ウ 砂防施設
	エ 街路、公園、緑地その他の都市施設
	オ 農業用施設（かんがい用水路、排水路、ため池、農道等）
	カ 林業用施設（林道、治山えん堤等）
	キ 上水道、簡易水道等の水道施設、工業用水道
	ク 下水道、都市下水路
	ケ ごみ、し尿その他の廃棄物収集、処理施設
	コ 教育施設
	サ 社会福祉施設
	シ 集会施設
	ス 消防施設
	セ その他の公共施設及び公益的施設
(2)	土地開発事業の施行によって(1)に掲げる公共施設又は公益的施設の整備計画の施行に支障を生じ又は計画の変更を必要とすることとなる場合において、当該支障の排除その他事業者においてとるべき措置について適正な計画を有しているものであること。
(3)	太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観等の観点での住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取り組みを行うこと。

3 自然環境の保全等

(1)	貴重な自然植生の減少又は改変が明らかに著しいものでないこと。
(2)	貴重な動物の生息環境が明らかに著しく悪化するものでないこと。
(3)	優れた風致、景観を保全することが明らかに困難なものでないこと。
(4)	開発区域外の周辺地域の自然環境との調和を図ることが明らかに困難なものでないこと。
(5)	がけ崩れ、土砂の流出、地すべり、出水、濁水等の災害が明らかに起きる恐れがあるものでないこと。
(6)	開発区域内に地域の重要な用水の水源を含むものでないこと。
(7)	用水の水源に明らかに悪影響を及ぼすおそれのあるものでないこと。
(8)	開発区域内外の既存の道路、河川、その他の機能を確保することが明らかに困難なものでないこと。

(9)	開発区域周辺の学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、集会所、その他の公益的施設の安全確保及び維持管理に明らかに支障を生ずるものでないこと。
(10)	開発区域周辺の人家及び住民に対して危害を生ずる恐れのあるものでないこと。
(11)	土地開発事業の施行に起因して発生する汚水、廃棄物、大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下等により開発区域及びその周辺の地域の生活環境を明らかに悪化させる恐れのあるものでないこと。
(12)	ゴルフ場の建設事業にあつては、ゴルフ場内において、森林の保全、森林の保全、貴重な山野草等の保護育成、食餌となる樹木の植栽等による野鳥、昆虫、魚類の生息環境づくり等による快適な環境の形成及び病害虫以外への影響の少ない農薬の使用、農薬使用量の抑制、農薬及び化学肥料の流出防止等開発区域周辺の環境汚染防止を図るための対策が考慮されたものであること。

4 その他

(1)	周辺の状況、公共の水道計画等からみて、水源を確保することが明らかに困難なものでないこと。
(2)	土地開発事業の実施によって、当該地域及び周辺地域に重大な支障を与えないものであること。
(3)	ゴルフ場の建設事業にあつては、当該土地開発事業が実施されることにより当該開発区域を含む市町村における開発可能地の残余が著しく減少し、当該地域の土地利用構想に重大な支障をおよぼすものでないこと。

II 開発協議の指導基準

1 計画調整基準

開発協議申出書を提出する前に、計画している土地開発事業の内容が次の基準に適合していることを十分に確認してください。

1-1 公共施設及び公益的施設の整備計画に対する適合性

(1)	土地開発事業が、次の公共施設・公益的施設の構造の安全性や機能を阻害することが予想される場合、これらの施設のための適正な整備計画があるか。
	ア 道路、橋りょう、駐車場その他の交通に係る施設
	イ 河川施設
	ウ 砂防施設
	エ 街路、公園、緑地その他の都市施設
	オ 農業用施設（かんがい用水路、排水路、ため池、農道等）
	カ 林業用施設（林道、治山えん堤等）
	キ 上水道、簡易水道等の水道施設、工業用水道
	ク 下水道、都市下水路
	ケ ごみ、し尿その他の廃棄物収集、処理施設
	コ 教育施設
	サ 社会福祉施設
	シ 集会施設
	ス 消防施設
	セ その他の公共施設及び公益的施設
(2)	土地開発事業の施行によって(1)に掲げる公共施設又は公益的施設の整備計画の施行に支障を生じ又は計画の変更を必要とすることとなる場合において、当該支障の排除その他事業者においてとるべき措置について適正な計画を有しているものであること。

1-2 自然環境の保全、公害及び災害の防止並びに文化財の保護

(1)	貴重な動植物、優れた風致、景観等の自然環境の保全及び開発区域外の周辺地域の自然環境の調和について、自然環境保全調査（以下「保全調査」という。）がなされ、それに基づく具体的対策が講じられているものであること。 なお、保全調査が必要な開発行為は、岐阜県自然環境保全協定運用要領第3に定める基準によるものとする。また、環境影響評価法第2条第4項及び岐阜県環境影響評価条例第2条第二号の定める開発行為にあつては、その法又は条例で定める環境影響評価をもって保全調査に代えることができる。
(2)	開発区域及びその周辺の地域の環境を保全するため、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存及び表土の保全がなされているものであること。

(3)	土地開発事業の施行に起因して発生する汚水、廃棄物、大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下等により開発区域内及びその周辺の地域の生活環境を明らかに悪化させないような適正な措置が講じられているものであること。
(4)	開発区域周辺に現存する騒音、振動、悪臭その他の公害発生源によって当該開発区域に生ずる悪影響を防除するための措置が講じられているものであること。
(5)	がけ崩れ、土砂の流出、地すべり、出水、湧水等の災害が発生しないよう適正な措置が講じられているものであること。
(6)	用水の水源に悪影響を及ぼさないような措置が講じられているものであること。
(7)	開発区域内外の既存の道路、河川、その他の公共施設及び新設計画に係る公共施設の構造の安全及び交通、排水、その他の機能を確保するための措置が講じられているものであること。
(8)	開発区域周辺の学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、集会所、その他の公益的施設の安全確保及び維持管理に支障が生じないような措置が講じられているものであること。
(9)	開発区域周辺の人家及び住民に対して危害の生じないような措置が講じられているものであること。
(10)	工事中の災害の発生を防止するための計画が明らかに不適切なものでないこと。
(11)	火災、その他の緊急災害に対処する措置の計画が明らかに不適切なものでないこと。
(12)	文化財を保護するための方針が明らかに不適切なものでないこと。
(13)	ゴルフ場の建設事業にあつては、ゴルフ場内において、森林の保全、森林の保全、貴重な山野草等の保護育成、食餌となる樹木の植栽等による野鳥、昆虫、魚類の生息環境づくり等による快適な環境の形成、病虫害以外への影響が少ない農薬の使用、農薬使用量の抑制及び農薬・化学肥料の流出防止等に関して具体的な対策が講じられたものであること。

1-3 地場産業との調和及び地域住民の福祉向上に対する貢献度

(1)	交通、利水、排水その他の産業基盤の利用について既存産業との調和が保たれ、かつ、地域産業の振興に寄与するものであること。
(2)	地域住民の雇用機会の増大に寄与し、かつ、既存産業の労働力確保との調和が保たれるものであること。
(3)	地域住民の施設利用機会の増大に寄与するものであること。
(4)	地域住民の所得の向上に寄与するものであること。
(5)	地域住民の文化の向上に寄与するものであること。

(6)	地域住民社会の維持、コミュニティ活動等に悪影響を及ぼすものでないこと。
(7)	その他地域住民の福祉向上に寄与するものであること。

1-4 公的水道計画の有無又は事業者の適正な水道計画の有無

(1)	原則として開発区域が地方公共団体の公的水道の給水区域内にある場合には、その公的水道から給水を受ける計画になっているものであること。
(2)	公的水道、その他の既存水供給施設から給水を受ける計画のものにあつては、土地開発事業に係る施設の開設又は給水等の開始の時期までに当該水供給施設から受水できることが確実であり、かつ、必要な水源が確保できると共に水質が良好であること。
(3)	事業者において表流水又は地下水から取水する計画のものにあつては、次に掲げる事項に該当するものでないこと。
	ア 予定水源及び周辺の地形、地質、その他の状況を勘案して取水することが著しく困難であると見込まれるもの。
	イ 予定水源の下流における利水の状況を勘案して取水することが不相当であるもの。
	ウ 消費予定水量に対して取水可能水量が明らかに不足すると見込まれるもの。
	エ 地下水を取水することにより周辺の地域の水利用に著しく悪影響を生ずると見込まれるもの。
	オ 予定水源の水質が明らかに不良であるもの。

1-5 公共施設、公益的施設及び地方公共団体の財政への影響並びに事業者負担

(1)	土地開発事業の施行に起因して地方公共団体の公共施設及び公益的施設の整備が必要となる場合における整備費用の事業者負担等について適切な配慮を有するものであること。
-----	---

1-6 事業者の資力、信用、能力及び土地所有者等の同意の状況

(1)	事業者の資本金、資産内容、経営の実績等からみて土地開発事業が適正に実施されることが疑わしいものでないこと。
(2)	土地買収費、工事費、資金計画等を勘案して、事業計画が明らかに過大又は不適正なものでないこと。
(3)	開発事業の実施の妨げとなる権利者（土地所有者等）の同意状況からみて、事業の実現可能性が高いと見込まれるものであること。
(4)	太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観等の観点での住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取り組みを行うこと。

1-7 事前協議に係る指示事項等に対する措置

- | |
|--|
| (1) 岐阜県土地開発事業の調整に関する規則に基づく事前協議に係る指示事項等にしたがって計画が変更され又は適切な措置が講じられているものであること。 |
|--|

1-8 その他

- | |
|---|
| (1) 相当数の自動車が集合すると見込まれる施設において適切な面積の駐車施設を確保することが明らかに困難なものでないこと。 |
|---|

- | |
|---|
| (2) 土地開発事業に係る施設完成後における当該施設の管理責任が明確にされており、かつ適正な管理が確保されることが疑わしいものでないこと。 |
|---|

- | |
|---|
| (3) 開発区域内における立木の伐採又は土地の区画形質の変更によって生ずる工事期間中における下流地域の災害及び著しい濁水の流出を防止するための防災施設（仮施設を含む。）並びに飲用水及びかんがい用水等を確保するための施設（仮施設を含む。）は、工事施行の当初に行うよう計画されているものであり、かつ、土工事の施行は原則として出水期以外に行う計画のものであること。 |
|---|

2 設計調整基準

土地開発事業の設計は、以下の基準によるものとし、他法令による規制等がある場合には、それらの基準についても適合するようにしてください。

なお、個々の土地開発事業の事業内容や開発場所等の状況により当該事業において必要となる基準の項目が異なるため、設計に当たっては、要領のうちどの項目が該当するのか、県庁都市政策課又は各県事務所に確認してください。

☆各基準と掲載頁☆

1 防災計画	(1) 土工事	5 3 頁
	(2) 擁壁	5 4
	(3) 土砂流出防止（沈砂池）	5 5
2 開発区域内の排水計画	(1) 基本事項	5 7
	(2) 計画雨水量の算定	5 7
	(3) 流量の算定	6 0
	(4) 構造	6 0
	(5) 溪流及び既存排水路の処理	6 1
	(6) その他	6 1
3 開発区域外の排水計画	(1) 排水計画	6 2
	(2) 調整池の計画	6 2
	(3) 下流河川を改修する場合	6 3
	(4) 水理計算	6 3
	(5) 水源の確保	6 4
	(6) 既設えん堤がある場合	6 4
	(7) その他	6 4
4 自然保全	(1) 緑地の確保等	6 5
	(2) 植栽計画	6 5
	(3) 森林又は緑地面積	6 5
	(4) 樹木の保存	6 7
	(5) 表土の保全等	6 7
	(6) 緩衝帯の設置	6 7
	(7) 公園の設置基準	6 7
5 道路計画	(1) 基本事項	6 8
	(2) 平面交差及び接続	6 8
	(3) 舗装及び橋、高架の道路	6 8
	(4) 交通安全施設	6 8
	(5) 法面の構造等	6 9
	(6) その他	6 9

6 給水計画等	(1) 給水計画	70 頁
	(2) 給水施設	70
	(3) 消防水利	70
7 汚水処理及び廃棄物処理	(1) 汚水処理	70
	(2) 廃棄物処理	71
8 文化財		71
9 えん堤の構造等 (Ⅰ) 防災えん堤	(1) 本堤	71
	(2) 垂直壁	73
	(3) 水叩	73
	(4) 側壁 (水叩部)	75
(Ⅱ) 床固工		75
(Ⅲ) フィルダム		75
10 その他		75

参 考	1 粗度係数表	76 頁
	2 洪水調節必要容量算定法	76
	3 し尿浄化槽設計水量算定基準	81
	4 盛切の標準断面	88
	5 サンドマット	88
	6 段切り	88
	7 採掘終了後の残壁に対する措置	89

1 防災計画

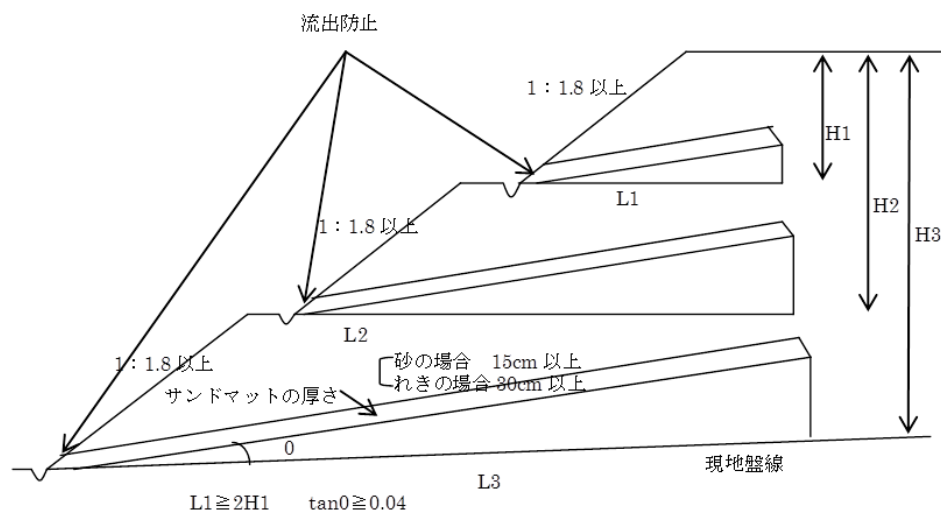
(1) 土工事

ア 土地の区画形質の変更は、現在の地形に沿い、必要最小限の土工量となるものであること。なお、原則としてスキー場の滑走コースに係る切土量は1ha当たり1,000m³以下、ゴルフ場の造成に係る切土量・盛土量は、それぞれ18ホール当たり200万m³以下であること。

イ 溪流及び既存水路は、明らかに防災上及び管理上支障がないと認められる場合を除き、埋設しないものであること。

ウ 開発行為によってできるがけの高さ及び盛土高は、原則として15m以下であること。なお、盛土を行う場合は、地盤のゆるみ、沈下、崩壊等を防ぐため水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。また地下水、湧水等による崩壊を防止するため、適切な排水施設（盲暗きよ、サンドマット）等が設置されていること。

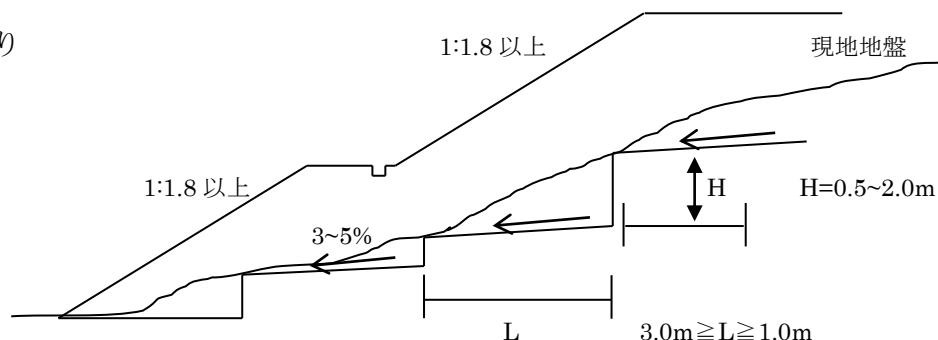
サンドマット



エ 盛土を行う場合の一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。

オ 現地盤の傾斜が20%以上で、盛土高が2mを超える場合には、現地盤と接する面がすべり面とならないよう段切工等適切な措置が講じられていること。

段切り



- カ 工事後に残土がある場合の土捨場の位置は、安全な場所を選定するとともに、必要に応じて土砂の流出防止措置を講ずること。
- キ 切土及び盛土により生ずる法面（小段を含む。）は、擁壁で覆う場合を除き、できるだけ勾配を緩くし、植栽、芝張り、芝種子吹付け等当該土地の地形地質に適した工法により安定化を図るものであること。
- ク 5 m以上の盛土・切土にあつては、直高 5m以内ごとに、2m以上の小段を設け、速やかに地表水を排除できる施設を設けること。
ただし、小段が3段以上連続するがけの場合には3段目の小段幅を5m以上とすること。
また、地区外進入道路については、土質、切土及び盛土の高さ、法面の勾配並びに小段の設置する排水施設の状況等を勘案して、小段幅を1.0mまで縮小することができる。
- ケ 土採取及び岩石採取の採掘終了時の残壁法勾配は土質及び岩質を考慮して、硬岩及び軟岩については50度、風化岩及び粘土については45度、土砂及び砂利層については35度以下の安全な勾配とし、かつ、残壁には高さ5~10m以下ごとに2m~3m以上の小段を設けると共に法面等の地表水は速やかに排除できる施設を小段に設けること。
ただし、将来、宅地等山林以外の用途が予想される場合にあっては、その用途に応じた法面勾配、小段、擁壁等の措置を講ずること。
- コ 高盛土及び地形地質上滑動の危険性のある盛土部分には、地すべりに対する安定解析を行って、盛土後の安全率1.2以上になるよう防止対策が講じられていること。

参 考

「がけ」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

開発行為で、勾配30度以上かつ高さ5m以上の斜面を造成した場合、原則として土砂災害警戒区域等の指定が行われることを事業者の説明すること。

(2) 擁壁

ア 切土をした土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ又は切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけのがけ面は、擁壁で覆われていること。

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で次のいずれかに該当するもののがけ面については、この限りではない。

(ア) 土質が次の表の左側に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ、勾配は同表の中側の角度以下のもの。

【表－１】

土 壌	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	35度	45度

(イ) 土質が(ア)の表の左側に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ、勾配が同表の中側の角度以上で同表の右側の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5m以内の部分、この場合において、(ア)に該当するがけの部分より上下に分離された部分があるときは、(ア)に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分に連続しているものとみなす。

(ウ) 土質試験等に基づき、地盤の安定計算をした結果、安全性について確認できる場合であるもの。

イ 擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練石積造又は宅地造成等規制法施行令第14条及び建築基準法施行令第142条の規定に適合するものであること。

なお、宅地開発以外については日本道路協会編「道路土工指針」を参照すること。
又、傾斜地の擁壁については、原則として基準地盤の支持力調査をして設計されていること。

(3) 土砂流出防止（沈砂池）

ア 開発区域及びその周辺の地形地表の状況を勘案して、土砂流出が予想される場合は、下流に対する災害を防止するため、適切な位置に必要な規模、強度及び耐久性を有する防災施設を設けるものであること。

イ 防災施設の沈砂容量の計算は、次式により算出するものとする。

$$\text{沈砂容量 (V)} = (\text{施工期間中流出土砂量(I)}) + (\text{工事完了後流出土砂量(II)}) + (\text{未開発部分の流出土砂量(III)})$$

(I) 開発施工期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地1ha当たり1年間原則として400m³とする。

なお、流出土砂量は工事期間に応じて、月割とするか、4ヶ月以下の場合は4ヶ月として算出すること。ただし、施工期間中の流出土砂量については、仮設沈砂施設を設ける場合又は工事完了後において浚渫する場合には、その土量を除くことができる。

(II) 工事完了後の流出土砂量は次式によるものであること。

$$V = V_{S1} + V_{S2}$$

盛土の部分については $V_{S1} = A_1 (3x + (7/5)x) = 4.4x A_1$
切土の部分については $V_{S2} = A_2 (3 \times (x/3) + (7/15)x) = 1.47x A_2$
 A_1 A_2 : 盛土及び切土部分の面積 (ha)
x : 1 ha 当り 1 年間流出土砂量

宅地造成事業	100 m ³ /ha・年
その他の事業	200 m ³ /ha・年

(ただし、コンクリート、アスファルト等で被覆されている部分は除くことができる。)
ただし、計画区域の全体が極めて平坦であり、地形、地質上土砂流出が極めて少ないと考えられる場合にあっては、次の値まで縮小することができる。

$$V = 5 \cdot A \cdot f$$

A = 開発面積 f = 15 m³/ha・年

(III) 未開発部分の流出土砂量は次式によるものであること。(単管打込等による太陽光パネル設置区域は、工事中、完成後ともに皆伐地・草地を適用する。)

$$V = 5 \cdot A \cdot f$$

A : 未開発部分の面積 (ha)
f : 皆伐地・草地 15 m³/ha・年
 択伐地 2 m³/ha・年
 普通の林地 1 m³/ha・年
V : 未開発部分の流出土砂量 (m³)

(IV) 床掘土砂等沈砂計画区域に残土処理する場合にはその土量を算定すること。

ウ 沈砂地の構造は、ダム式又は掘込式とする。ダム式は、コンクリート重力式ダムを原則とし、その構造は「9 えん堤の構造等」を参照すること。

掘込式は、必要に応じて積ブロック、張ブロック、コンクリート張式により、法面及び排水口を保護すること。

エ 沈砂池内には、沈砂池の管理に障害となる構造物を設置してはならない。

2 開発区域内の排水計画

(1) 基本事項

- ア 原則として流域は変更しないものであること。
やむを得ず、流域を変更する場合は、その影響を最小限にするために必要な措置が講じられていること。
- イ 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の雨水その他の排水を有効かつ適切に排水できるように、下水道排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続しているものであること。
- ウ 既存の河川、ため池等に流入する場合は、当該河川、ため池等の所有者及び管理者と協議し、又は同意を得ること。

(2) 計画雨水量の算定

- ア 計画雨水量は、次式によるものであること。

$$Q = (1/360) f \cdot r \cdot A$$

Q : 計画雨水流出量 (m³/sec)
f : 流出係数 (表-7) 参照
r : 降雨強度 (mm/hr)
A : 集水面積 (ha)

ただし、土砂混入による流量増が考えられる場合は、土砂混入を考慮した流量とすること。

- イ 降雨強度は、原則として次式によるものであること。

$$r = a / (T^n + b)$$

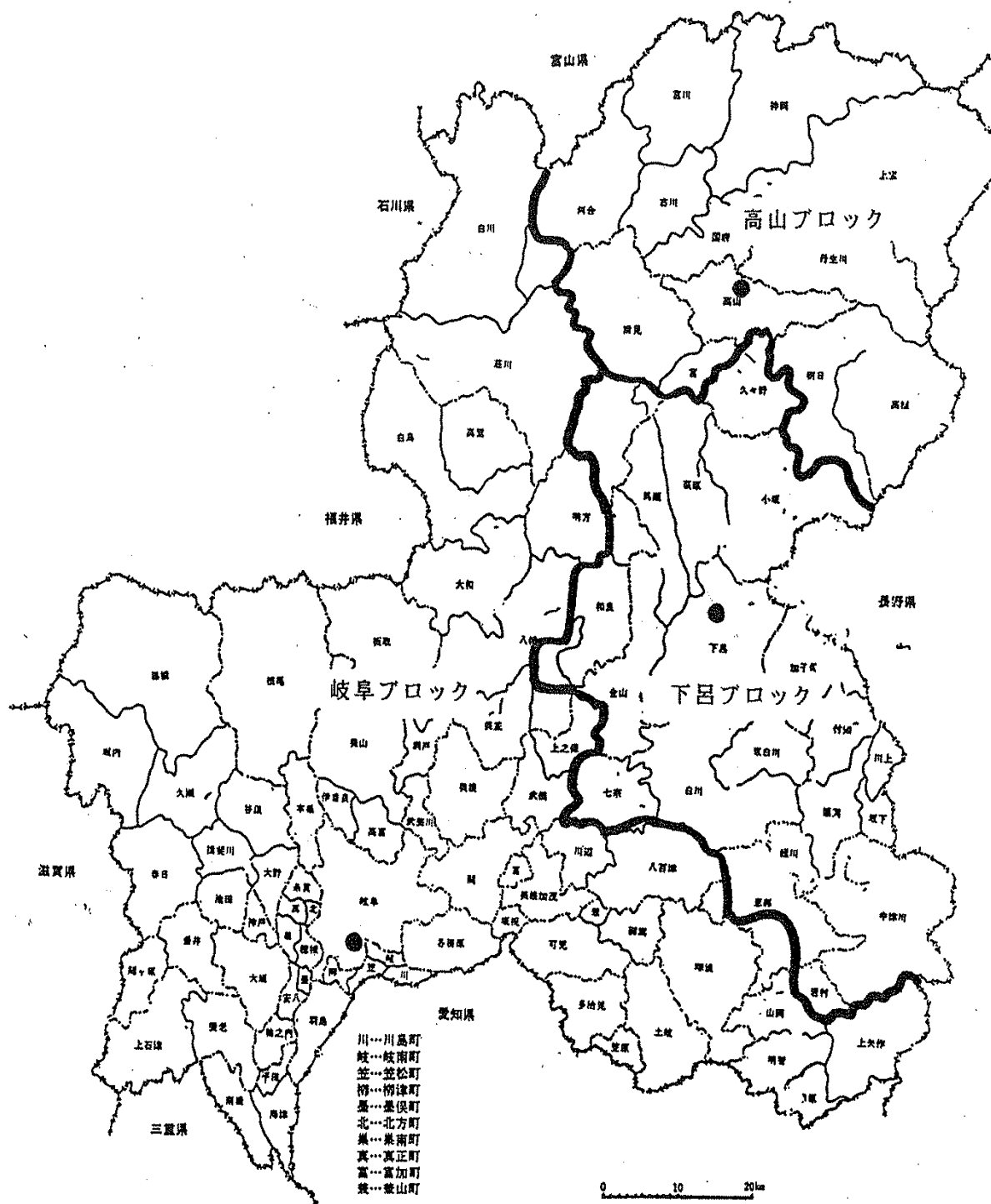
r : 降雨強度 (mm/hr) T : 降雨継続時間 (min)

【表-2】

ブロック	岐阜ブロック			下呂ブロック			高山ブロック			
	確率年	n	a	b	n	a	b	n	a	b
	100	0.75	2730	6.20	0.80	3524	15.00	0.70	1306	3.80
	50	0.75	2477	6.60	0.75	2439	10.00	0.70	1189	3.70
	30	0.75	2289	6.90	0.75	2282	9.90	0.70	1103	3.50
	10	0.70	1410	4.90	0.75	1938	9.80	0.75	1214	5.60
	5	0.70	1205	5.40	0.70	1272	6.20	0.75	1043	5.30
	2	0.65	668	4.00	0.70	990	6.10	0.75	782	4.70

(注) ブロック区分は、次頁の分割図を参照のこと。

岐阜県降雨強度ブロック分割図



- 川…川島町
- 岐…岐南町
- 笠…笠松町
- 柳…柳津町
- 桑…桑原町
- 北…北方町
- 巢…巢南町
- 真…真正町
- 富…富加町
- 笠…笠山町

参 考

【表－3】 r (略算に用いる数値) 単位 (mm/hr)

到達時間 位置 確率年	10分			20分			30分		
	岐阜	下呂	高山	岐阜	下呂	高山	岐阜	下呂	高山
10	142	126	108	108	101	81	90	86	66
30	183	147	130	140	118	95	116	100	77
50	203	156	137	154	125	100	128	107	82
100	231	165	148	174	136	109	144	117	89

ウ 確率年の適用は次の値を標準とする。

【表－4】

種 別	
排水施設	10年
洪水調節容量	30年
余水吐能力	100年

エ 到達時間は次の値を標準とする。

【表－5】

流域面積	到達時間 (t)
50ha未満	10分
100ha未満	20分
500ha未満	30分

ただし、流域形状等により上表を適用することが不相当と判断される場合は、次式により算定するものとする。(流入時間については、「国土交通省河川砂防技術基準同解説計画編」(平成17年11月17日発行)を参考とする。)

$$\text{到達時間 (t)} = (\text{流入時間}) + (\text{溪流流下時間}) + (\text{人工水路流下時間})$$

【表－6】

区 分	流 速	摘 要
流入区域	0.3m/sec	林地、草地
溪流流下	$20 \times (h/\ell)^{0.6} \text{m/sec}$	
人工水路流下	改修流速 m/sec	

ℓ : 流路延長 (m) h : 区間高低差 (m)

オ 流出係数は、下表による数値を標準とし、開発区域の規模、地形、地ぼう及び地質等を考慮のうえ、適正な値が用いられていること。

【表－7】

地表の状態	平坦な農地	優良な林地	普通林地 択伐林地	皆伐地 優良な草地	裸 地 荒 廢 地
係 数	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0

注：ゴルフ場のコースについては0.9、宅地、太陽光発電施設のパネル設置面については「1.0」とする。ただし、太陽光発電施設において、被覆性及び浸透性がある工法により地表の保護が行われる場合は「0.9」とすることができる。

(3) 流量の算定

流量の算定における流速は、マンニング流速公式、クッター流速公式によるものであること。

$$Q=AV$$

Q : 流量 (m³/sec)、V : 流速 (m/sec) A : 通水断面積 (m²)

(ア) マンニング公式

$$V = (1/n) \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

n : 粗度係数、R : 径深 = A/P (m) P : 潤辺長 (m)

I : 勾配 (分数又は小数)

粗度係数表

河川及び水路の状況	nの範囲	nの標準値
一般河道	0.030~0.035	0.035
急流河川及び川幅が広水深の浅河川	0.040~0.050	0.045
三面張水路		0.025
コンクリート人工水路	0.014~0.020	0.020
コンクリート管及びU字溝 (コンクリート二次製品)		0.013
U型水路 (現場打ちコンクリート)		0.015
組立水路	0.025~0.033	0.030
両岸石張小水路 (泥土床)		0.025

(イ) クッター公式

$$V = \left\{ \frac{23 + (1/n) + (0.00155/I)}{1 + \{23 + (0.00155/I)\} \times (n/\sqrt{R})} \right\} \times \sqrt{R \times I}$$

(ウ) 洪水時において、土砂流入による流速減が考えられる場合は、その流速減を考慮のうえ、流下断面等を設計するものであること。

(4) 構造

ア 雨水の排水路は、原則として開きよとするものであること。

イ 排水路は、地形のできるだけ低位部に配置し、地域の排水が完全に行われ、縦断勾配が著しく変化しないような位置に設置するものであること。

ウ 管きよについては、水圧、外圧に対する耐力、形状、工事費、将来の維持管理等を十分考慮し、ビニール管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管又は現場打ち鉄筋コンクリート渠等のうち最も適当なものを選定すること。

エ 流量計算は、排水路の断面積は、円形管の場合は満流、その他の断面形状の場合は、8割水深で有効断面を算定すること。

なお、山林・農地等を集水区域に含み、土砂等が混入するおそれのある流路にあっては、流量計算に次表の安全率を使用すること。

【表-8】

	V = 5 m/sec 未満	V = 5 m/sec 以上
開水路	1.5 以上	V=5.0m/sec として計算して2とする。
暗きよ	2 以上	V=5.0m/sec として計算して2以上とする。

橋りょう架設する場合には、更に余裕高 0.5m以上とること。ただし、保安林、砂防指定地等がある場合には、いずれか大きい方をとること。

(5) 溪流及び既存排水路の処理

ア 原則として開きよとされていること。

ただし、やむを得ない場合には、当該計画位置における流域面積が 5ha 未満については断面決定流速が 5m/sec 以上については 5m/sec とし、安全率を 2 とした暗きよ工としてもよい。

また、この場合、流域面積が 3ha 以上はのみ口の処理を床止工とし、3ha 未満については集水柵とされていること。

イ 当該計画位置上流に接近して暗きよ工が計画されている場合には、同一断面又はその断面以上で計画されていること。

ウ 暗きよ工の最小内径又は最小内のり幅は、1.0m以上とされていること。ただし、施工延長 20m未満の場合には、0.6m以上とすることができる。

エ マンホールは、50m毎に 1ヶ所設置されていること。

オ 暗きよ工は、直線とされていること。

(6) その他

排水路は、次に掲げる構造を有するものであること。

ア 管きよ等を道路に埋設する場合は、土かぶりを 1.2m以上とすること。

イ ます又はマンホールの底には、0.15mの深さの泥ためを設けること。

ウ 雨水暗きよの最小内径又は最小内のり幅は、0.25mまで縮小することができる。

3 開発区域外の排水計画

(1) 排水計画

ア 開発行為に伴い開発区域外の河川等に排水をする場合は、県内における過去の災害を踏まえて原則として防災調整池を設置するものとする。

なお、下流の河川狭小部を改修する場合についても地域的に必要とされる最小限の調整池（【表 8－2】の最小比流量により算出する。）は設置するものとする。

イ 上記の防災調整池に集水できない開発区域（以下「直接放流区域」という。）は最小限にするとともに、やむを得ず、直接放流区域が生じる場合は、その影響が下流河川に及ばないように適切な対策を講じること。

ウ 防災調整池は、その維持管理者が明確であり、適切な維持管理計画がなされるものであること。

エ 原則として、防災調整池と農業用水、上水道用水、工業用水等の貯水施設は兼用しないものとする。ただし、地形、地質等によりやむを得ない場合で、管理体制が明確で確実なものについては、この限りでない。

(2) 調整池の計画

ア 調整池の洪水調節方法は、原則として自然調節方式とするものであること。

イ 調整池内には、洪水調整機能及び調整池の管理に障害となる構造物を設置してはならない。

ウ 調整池の構造は、ダム式又は掘込式とする。ダム式は「9 えん堤の構造等」を参照すること。

掘込式は、必要に応じて積ブロック、張ブロック、コンクリート張式により、法面及び排水口を保護すること。

エ えん堤は、コンクリート重力式ダムであること。ただし、基礎地盤の支持力の不足等にてコンクリート重力式ダムを採用することが不適當であると認められる場合には、フィルダムとすることができるものとする。

オ えん堤の全高は、原則として 10m 未満とすること。ただし、やむを得ない場合は、15m 未満を限度とする。

カ 防災調整池の集水区域が開発区域外に及ぶ場合は、開発区域外の集水区域の洪水も合わせて調整すること。

キ 洪水調整容量は、土地開発事業施行後における年超過確率 1/30 以下のすべての洪水について洪水のピーク流量を防災調整池下流の流過能力まで調整できるものであること。

ク 防災調整池容量は、1/30年確率降雨強度曲線を用い、次式Vの最大値を必要調整池容量とする。

$$V = (r_i - (r_c / 2)) \cdot t_i \cdot A \cdot f \cdot (1/360)$$

V：必要調節容量 (m³)

f：土地開発事業施行後の流出係数【表－7】参照

A：集水面積

r_c：調整池下流の流下能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)

r_c：Q' × {360 / (f × A)}

r_i：任意の継続時間に対応する 1/30年確率降雨強度 (mm/hr)

t_i：任意の継続時間 (sec)

Q'：防災調整池下流のネック地点における流下能力 (m³/sec)

ネック地点での比流量が次表の値を上回る場合は、次表の値をもって下流の流下能力を決定すること。

【表 8－2】

調整池の集水面積	比流量 (m ³ /sec/ha)
岐阜地区	0.226
下呂地区	0.194
高山地区	0.150

備考 計算例については、76頁に示す。

(3) 下流河川を改修する場合

ア 河川改修の規模及び工法は、開発行為の大小、下流河川の流下能力、災害頻度、背後地の重要性等種々な要素を勘案して決定し、その工法は現場に則したものとすること。

イ 地形、地質によっては、流量増による洪水被害よりも土砂流出による河道の埋塞が生じ、災害を被る恐れがある場合があるので、流出土砂の対策を十分考慮すること。

(4) 水理計算

ア 計画雨水量は、次式によるものであること。

$$Q = (1/360) \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：計画雨水流出量 (m³/sec)

f：流出係数【表－7】を参照

r：到達時間内の降雨強度 (mm/hr)

A：集水面積 (ha)

イ 開発事業による流量増は、次式によるものである。

$$\Sigma Q = \Sigma (1/360) \cdot (f_{1i} - f_{2i}) \cdot r \cdot A_i$$

f_{1i}：開発地の流出係数【表－7】を参照

f_{2i}：開発前の 同

r：雨量強度 (mm/hr)【表－3】を参照

A_i：開発面積 (ha)

ウ 通水断面計算は、マンニングの流速公式によること。

(5) 水源の確保

飲用水、かんがい用水等の水源として依存している地域を開発する場合において、周辺及び下流における水利用の実態等からみて、必要な水量を確保する必要がある場合には、貯水池、取水施設、導水路等の設置、その他の措置を適切に講ずるものとする。

(6) 既設えん堤がある場合

開発区域の下流に既設えん堤がある場合は、堤体、余水吐等の安全性を検討し、次の条件を満足するものであること。

ア 既存の機能を阻害しないものであること。

イ 流出土砂に対し、十分な容量をもつこと。

ウ 堤体の安全性を検討し、必要な場合は堤体の改良計画をもつこと。

エ 余水吐について開発後の状況で洪水を安全に流下し得る構造をもつか、又は改良計画をもつこと。

(7) その他

ア やむを得ず、洪水調整池、沈砂池、かんがい用ため池等のうち二つ以上の目的に兼用する場合は、有効量をそれぞれの計算された容量の合計の 20%増とされていること。

イ 沈砂堆積推定量を明確にして、洪水調節量が不足にならないよう十分配慮されていること。

ウ 道路又はゴルフ場のコースを防災ダム又は貯水ダム堤体として利用する場合は、コンクリート重力式ダム等の基準に適合する構造とされていること。

4 自然保全

(1) 緑地の確保等

ア 開発区域が森林・緑地の場合は、裸地又はコンクリート等でおおった部分を必要最小限にとどめ、緑地の確保が十分に図られているものであること。なお、緑地とは、樹林地、草地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地が、単独で又は一体となって、自然的環境を形成している一団の土地をいうものであること。

イ 開発区域内に相当規模以上の樹林地が適切に配置されていること。なお、樹林地とは現に立木竹が生育しているか、又は植栽することによって立木竹を生育させることとなる一団の土地であって、その面積がおおむね 500 m²以上のものをいい、かつ、次に掲げる樹木密度を有するものをいうものであること。

(ア) 現に立木竹を生育している樹林地（残置森林）

上層木の樹冠疎密度が 0.3 以上

(イ) 植栽によって立木竹を生育させる樹林地（造成森林）

樹木の場合

【表－9－1】

苗木の樹高	1 ha 当りの標準植栽本数
0. 5 m以上 1 m未満	3,000 本
1 m以上 2 m未満	2,000 本
2 m以上 3 m未満	1,500 本
3 m以上 4 m未満	1,000 本
4 m以上 5 m未満	800 本
5 m以上	500 本

ウ 原則として、45 度以上の傾斜面の土地には、工事を施行しないものであること。

ただし、災害を防止するための施設を設ける場合は、この限りでない。

エ 建物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周辺の自然環境に調和したものであること。

(2) 植栽計画

植栽することによって樹林地を造成する場合は、原則として当該地域に生息している樹木と同種類の樹種を優先して植栽するものであること。

なお、設計上必要な箇所は高木性の樹木を造成する計画であること。

(3) 森林又は緑地面積

ア 開発区域内において残置若しくは造成する森林又は緑地面積の割合、森林の配置等は、次の表に掲げるとおりであること。（原則として開発行為をしようとする森林の面積が 40 ha を超える場合又は森林法に規定する地域森林計画対象民有林に該当しない森林において 1 ha 以上の開発行為を行う場合に限る。）

なお、表に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じて、この表に準じて適切に措置されていること。

【表－9－2】

	現況森林面積に対する残置若しくは造成する森林又は緑地面積の割合	現況森林内における森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率 60%以上	<ol style="list-style-type: none"> 原則として、開発区域の周辺部に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1区画の面積は 1,000 m²以上とし、建物敷等の面積はその 30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率 60%以上	<ol style="list-style-type: none"> 原則として、開発区域の周辺部に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 滑走コースの幅は 50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅 100m以上の残置森林を配置する。 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1箇所あたり 5ヘクタール以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率 50%以上 (うち残置森林率 40%以上)	<ol style="list-style-type: none"> 原則として、開発区域の周辺部に幅 30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林は 20m以上)を配置する。 ホール間に幅 30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林は 20m以上)を配置する。
宿泊施設又はレジャー施設の設置	森林率 50%以上 (うち残置森林率は 40%以上)	<ol style="list-style-type: none"> 原則として、開発区域の周辺部に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 建物敷の面積は、現況森林面積の 40%以下とし、複数の宿泊施設を設置する場合は、極力分散させるものとする。 レジャー施設の開発行為に係る 1箇所あたりの面積は 5ヘクタール以下とし、これを複数設置する場合は、その間に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場又は事業場の設置	森林率 25%以上	<ol style="list-style-type: none"> 開発行為に係る森林の面積が 20ヘクタール以上の場合は、原則として、開発区域の周辺部に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても、極力開発区域の周辺部に森林を配置する。 開発行為に係る 1箇所当りの面積は 20ヘクタール以下とし、これを複数造成する場合は、その間に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率 20%以上 (緑地を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 開発行為に係る森林の面積が 20ヘクタール以上の場合は原則として、開発区域の周辺部に幅 30m以上の残置森林、造成森林又は緑地を配置する。これ以外の場合であっても、極力、開発区域の周辺部に残置森林、造成森林又は緑地を配置する。 開発行為に係る 1箇所当りの面積は 20ヘクタール以下とし、開発区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅 30m以上の残置森林、造成森林又は緑地を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 原則として、開発区域の周辺部に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 採掘跡地は必要に応じ、埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土を行い、植栽する。
太陽光発電施設の設置	森林率 25%以上(残地森林率は 15以上)	<ol style="list-style-type: none"> 原則として開発行為に係る森林周辺部に残置森林を配置することとし、開発行為に係る森林の面積が 20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅 30m以上の残置森林又は造成森林(30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置することとする。 開発行為に係る 1箇所あたりの面積は 20ヘクタール以下とし、これを複数造成する場合は、その間に幅 30m以上の残置森林又は造成森林を配置することとする。

- (注) 1 「現況森林」とは、開発区域内の民有林をいう。
2 「残置森林率」とは、現況森林面積に対する残置森林（若齢林（15年生以下の森林）及び上層木の樹冠疎密度0.3未満の森林を除く。）の面積の割合をいう。
3 「森林率」とは、現況森林面積に対する残置森林及び造成森林（硬岩切土面等の確実な造成が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。
4 「ゲレンデ等」とは、滑走コース上、下部のスキーヤーの停留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
5 残土処理場は「事業場」に該当する。

イ 土採取及び岩石採取の跡地は、原則として全面緑化されたものであること。

また、緑化については、当該土地に関する権利者の同意が得られていること。

なお、残壁については、周辺の状況及び残壁の土質を考慮して、必要に応じたモルタル吹付、防護ネット等危険防止措置を講じられていること。

(4) 樹木の保存

原則として、高さが10m以上の健全な樹木又は高さが5mで、かつ、面積が300㎡以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により当該樹木又は樹木の集団の保存が考慮されていること。

(5) 表土の保全等

高さが1mを超える切土又は盛土が行われ、かつ、切土又は盛土をする面積が1,000㎡以上である場合は、当該切土又は盛土を行う部分について表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講じられていること。

(6) 緩衝帯の設置

開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、騒音、振動、悪臭等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計がなされていること。

(7) 公園の設置基準

ア 開発区域には、合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。

イ 開発区域の面積が5ha以上の開発行為にあっては、面積が1箇所300㎡以上であり、かつ、その合計が開発区域の面積の3%以上の公園が設けられていること。

ただし、自己の居住及び自己の業務の用に供するものは除く。

5 道路計画

(1) 基本事項

- ア 道路の計画は、この基準によるほか、道路構造令、岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例及び当該道路の存する市町村が定める市町村道の構造の基準に関する条例に準拠して設計されているものであること。
- イ 道路は、開発区域の面積、通過交通、発生交通量、交通事故等住民又は滞在者の安全及び環境を考慮して、住民等の通行に支障ないように計画されていること。
- ウ 道路は、原則として行きどまりとならないものであること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、終点に自動車が回転できる広場を設けるものとする。
- エ 国及び地方公共団体が管理者となる道路については、幅員構成、構造等について当該管理者（予定管理者を含む。）と協議がなされていること。

(2) 平面交差及び接続

主要な道路を開発区域内外の公道に接続する場合は、道路管理者及び交通管理者と協議し、その指示に従うこと。

(3) 舗装及び橋、高架の道路

- ア 舗装
道路は、原則として舗装するものであること。なお、舗装の構造については、舗装設計施工指針、舗装設計便覧（いずれも日本道路協会編）に準拠して設計されているものであること。
- イ 排水施設
道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街きよ、集水ますその他の適当な排水施設が設けられているものであること。なお、排水が民有の排水施設に流出される場合は所有者と、公共の水域に流末される場合は管理者と事前に協議されていること。
- ウ 側溝は、現場打ち若しくはプレキャスト製品を採用すること。
- エ 橋、高架の道路等
 - (ア) 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の設計に用いる設計自動車荷重は、25tとされていること。ただし、支線道路で交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合は、道路管理者（予定管理者を含む。）と協議すること。
 - (イ) 設計計算にあつては、道路橋示方書（国土交通省）によっていること。

(4) 交通安全施設

交通事故の防止を図るため、必要に応じて道路管理者及び交通管理者と協議し、その指示に従うこと。

(5) 法面の構造等

法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の環境と調和した計画であること。
なお、道路土工指針（日本道路協会編）に準拠して設計されているものであること。

(6) その他

宅地開発事業等における道路計画については、岐阜県宅地開発指導要領に基づいて設計されていること。

6 給水計画等

(1) 給水計画

- ア 開発区域内においては、その開発区域内の規模、地形、予定建築物の用途及び敷地の規模、配置等を勘案して、当該開発区域について想定される需要を満たすことができる能力及び構造で給水施設が設置されていること。ただし、自己の居住の用に供する目的で行う開発行為は除く。
- イ 給水計画の立案に当たっては、あらかじめ当該開発区域の存する地方公共団体等水道事業者と協議すること。
- ウ 開発区域は、原則として当該開発区域の存する地方公共団体等水道事業者の設置する水道施設から給水を受けること。

(2) 給水施設

- ア 給水施設の設計及び施行にあつては、あらかじめ当該開発区域の存する地方公共団体等水道事業者と協議し、その指示に従うこと。
- イ 管の埋設深さは、道路管理者等と協議すること。特に指示のない場合は、埋設深さを 120cm 以上とすること。

(3) 消防水利

- ア 消防水利は、消防水利の基準（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）に定める基準を満たすものであること。
- イ 消防水利の設置場所及び管理方式は所轄の消防署等と協議すること。

7 汚水処理及び廃棄物処理

(1) 汚水処理

- ア 生活排水は、終末処理施設を有する公共下水道等に接続するものを除き、原則として合併処理浄化槽で処理するものであること。
- イ し尿浄化槽の設計水量はし尿浄化槽設計水量算定基準(81 頁)により算定すること。
- ウ 同一開発区域内での汚水処理は、原則として集中処理をするものであること。
- エ 処理水の排水及び放流経路、公共水域への排水方法については管理者の意見を聴くこと。道路側溝への排水の可否及び調整池への放流の可否を調査すること。
- オ 汚水処理場からの処理水及びこれと同等以上清浄である水以外の下水が原則として暗きよとされていること。
- カ 汚水管きよは、次に掲げる構造を有するものであること。
 - (ア) 設計流速は 0.6~3.0m/sec であること。
 - (イ) 管きよの最小内径又は最小内のり幅は、200 mm 以上であること。
ただし、取付管にあつては、100 mm とすることができる。
 - (ウ) 管きよの土かぶり厚は、原則として 1.2m 以上であること。
 - (エ) 暗きよの場合は、次に掲げる箇所に、マス又はマンホールが設けられ、かつ、マス又はマンホールにはふたが設けられていること。

- a 管きよの方向、勾配又は管径が変化する箇所
- b 段差が生じる箇所
- c 管きよが合流、会合する箇所
- d 管きよの長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内において管きよの維持管理上必要な箇所

(2) 廃棄物処理

- ア 開発区域から排出される廃棄物等は、事業者の責任において、関係法令に従い、適切に処理するものであること。
- イ 地方公共団体その他の者が設置しているごみ処理施設によって処理する計画である場合は、当該ごみ処理施設の管理者等の同意が得られているものであること。

8 文化財

文化財については、地元教育委員会等の指示に従い、適切に対応すること。

9 えん堤の構造等

(I) 防災えん堤（コンクリート重力式）構造

(1) 本堤

- ア 堤体の方向
水通し中心線における計画箇所において下流流心線に直角であること。
- イ 天端幅
原則として1.5m以上とする。
- ウ 水通し断面
100年確率で想定される降雨強度におけるピーク流量の1.2倍以上の流量が放流し得るものであること。ただし、沈砂単独えん堤については、ピーク流量の1.2倍を1.0倍とすることができる。
- エ 余裕高
0.6m以上とすること。
- オ 袖勾配
原則として水平とすること。ただし沈砂単独えん堤について、袖勾配を設ける場合は計画溪床勾配と同程度又はそれ以上とする。
- カ 基礎根入れ
地質及び堤体の高さにより異なるが、硬岩で1.0m以上、軟岩で1.5m以上、土砂で2.0m以上とする。
- キ 袖の両岸へのかん入深さ
硬岩で2.0m以上、軟岩で2.5m以上、土砂で3.0m以上とする。
なお、袖の最小天端幅は1.5m以上とする。

ク 水抜き穴

沈砂単独えん堤の水抜き穴は設けないものとするが、流出土砂形態により設ける場合は、0.5m以下の正方形又は円形を標準とする。最上段の水抜きは、水通し天端より1.5m以上下げ、各孔は、縦方向に重ならないようすること。

ただし、洪水調整えん堤の場合は、下記スで計算される調整孔とすること。

ケ 間詰

地盤が岩盤の場合は、基礎及び兩岸かん入部ともコンクリートで埋戻しすること。地盤が砂礫の場合は、基礎部は砂礫で埋戻しコンクリート等で保護すること。兩岸かん入部は練ブロック等で保護するものとする。

コ ブロック割施工

コンクリートの収縮を考えて、分割長7.5m～15m程度とすること。

サ 水通し断面算定

断面形が梯形の場合、接近速度を無視すれば、

$$Q = (2/15) \cdot \alpha \cdot h \cdot \sqrt{2gh} \cdot (3B_0 + 2B_1)$$

Q : 計画流量 (m³/sec)

α : 越流係数 (0.6)

h : 縮流前の越流水深 (m)

h' : 余裕高 (m)

B₀ : 水通長 (底幅) (m)

B₁ : 水通長 (上幅) (m)

g : 重力の加速度 (m/sec²)

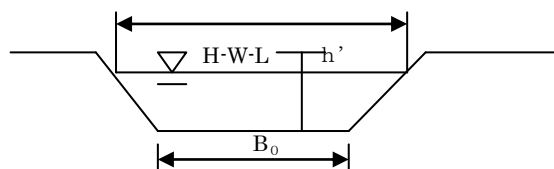
$\alpha = 0.6$ 、両側ノリを5分 $g = 9.8\text{m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77B_0 + 0.71h) \times h^{3/2}$$

$\alpha = 0.6$ 、両側ノリを1割 $g = 9.8\text{m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77B_0 + 1.42h) \times h^{3/2}$$

【図-1】



シ 安定計算

転倒、滑動、基礎地盤の支持力等に対する安定計算（地震時を含む。）がなされ、安全であること。

(注) 下流の溪幅を考慮し水通し幅を決定すること。

ス 調整孔の穴の大きさの決定

穴の大きさの決定は次式によるものであること。

$$Q=C \cdot A \cdot \sqrt{2gH}$$

Q：下流への可能放流量 (m³/sec)

A：放流穴断面積 (m²)

C：係数

ベルマウスを有するとき	C=0.85~0.95	標準値	0.90
呑口部分板覆型	C=0.70~0.90	標準値	0.80
箱抜き型	C=0.60~0.80	標準値	0.70

H：放流穴断面中心よりの水深 (m)

g：9.8m/sec²

セ 調整孔の構造

調整孔の穴はごみ等により閉塞しない構造であること。

(2) 垂直壁

ア 高さ

水通し天端は溪流面より高めないこと。

イ 天端幅

原則として1.0m以上とすること。

ウ 水通し断面

原則として本堤の水通し断面と同じとすること。

エ 基礎の根入れ

水通し天端を現河床にあわせて根入れの深さは水叩下端より1.5m以上とする。ただし、岩盤の場合は、1.0m以上とすることができる。

オ 袖

袖は必ず設け、本堤に準じ、両岸に取付け、洪水等に対して絶対に越流させないこと。勾配は水平とする。

カ 洗掘防止対策

前面の埋戻しは残土中の転石で寄石を行うか、または、必要に応じてコンクリートブロック又はフトン籠等を施工すること。

(3) 水叩

ア 勾配

水叩天端を垂直壁の水通し天端と同高とし、原則として水平とすること。やむを得ない場合でも、現溪床勾配の1/2までとし、かつ、1/15程度以内とすること。

イ 厚さ

水叩厚さは次式により求めるものとする。

$$d = \alpha (0.6 h_0 + 3h - 1)$$

d : 水叩厚さ (m)

h_0 : 有効落差 (m)

h : 越流水深 (m)

α : 係数 0.15

ただし、水叩の厚さは 0.5m 以上とする。

参 考

【表-10】

(単位 m)

h_0 h	5.0 以下	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0
0.5 以下	0.5	0.55	0.65	0.75	0.85	0.95	1.00	1.10	1.20
0.6	0.55	0.65	0.75	0.85	0.95	1.00	1.10	1.20	1.30
0.8	0.65	0.75	0.85	0.95	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40
1.0	0.75	0.85	0.95	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.45
1.2	0.85	0.95	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.45	1.55
1.4	0.95	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.45	1.55	1.65
1.6	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.45	1.55	1.65	1.75
1.8	1.10	1.20	1.30	1.40	1.45	1.55	1.65	1.75	1.85
2.0	1.20	1.30	1.40	1.45	1.55	1.65	1.75	1.85	1.90

ウ 幅

本堤直下の水叩幅は、標準として本堤水通し上幅とすること。

エ 長さ

次式にて計算するものとする。

$$l = 1.5 (h_0 + h) - n h_1$$

ただし、

l : 水たたき L の長さ

h : 越流水深

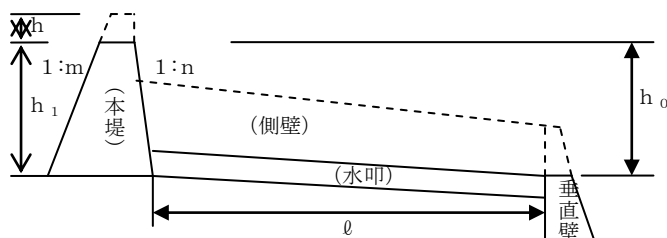
h_0 : 有効落差

n : 表のり

h_1 : 本堤高

ただし、ダム工、床固工等においては、 $(h_0 + h)$ の 1.5 倍をとるのは上式のとおりであるが、 (h/h_0) が 0.5 より大きい場合は 1.5 を 2.0 とすること。

【図-2】



(4) 側壁（水叩部）

ア 高さ

側壁護岸の高さは、垂直壁の袖天端に取付け上流に向って天端を水叩勾配以上とすること。

イ 基礎

水叩き基礎と同高にすること。

ウ 厚さ及び勾配

厚さ 40cm 以上のコンクリート又はブロック積とすること。水抜きは、内径 7.5cm 程度の塩化ビニール管とし 3 m²に一箇所割合に設けること。

(Ⅱ) 床固工

床固工

ア 高さ

高さは通常の場合 5m 程度以下とし、水叩き及び垂直壁を設けるときの落差 3.0m ~3.5m が限度である。

イ 構造

構造については、防災えん堤(コンクリート重力式)に準じて設計するものとする。

(Ⅲ) フィルダム

フィルダムについては、平成 15 年 4 月農林水産省農村振興局「土地改良事業計画設計基準」設計「ダム」技術書〔フィルダム編〕によること。

10 その他

各施設の構造、強度については、土木学会制定標準仕様書、その他の土木学会の定める基準、農林水産省が定める土地改良事業計画基準及びこれらに準ずる基準により定めること。

参 考

1 粗度係数表 [再掲]

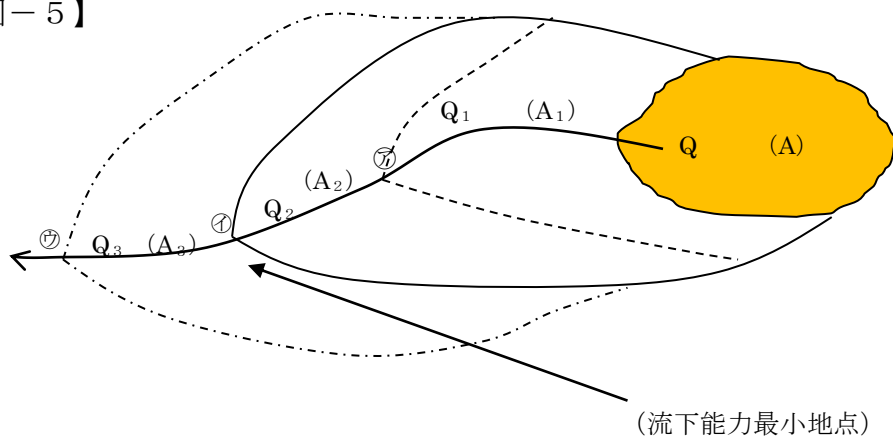
【表-11】

河川及び水路の状況	nの範囲	nの標準値
一般河道	0.030~0.035	0.035
急流河川及び川幅が広水深の浅河川	0.040~0.050	0.045
三面張水路		0.025
コンクリート人工水路	0.014~0.020	0.020
コンクリート管及びU字溝 (コンクリート二次製品)		0.013
U型水路 (現場打ちコンクリート)		0.015
組立水路	0.025~0.033	0.030
両岸石張小水路 (泥土床)		0.025

2 洪水調節必要容量算定法

<計算方法>

【図-5】



- (A) : 開発面積 (ha)
- (A₁) : ㊦地点の集水面積 (ha)
- (A₂) : ㊧地点の集水面積 (ha)
- (A₃) : ㊨地点の集水面積 (ha)
- Q : 開発区域の許容放流量 (m³/sec)
- Q₁ : ㊦地点の現況流下能力 (m³/sec)
- Q₂ : ㊧地点の現況流下能力 (m³/sec)
- Q₃ : ㊨地点の現況流下能力 (m³/sec)

(1) 下流河川等の現況流下能力の最小値を見つける。下流河川等の流下能力の変化地点ごとに比流量を算出し、その比流量が最小となる地点の比流量を選定する。

ア 現況流下能力の算出・・・ $Q_n = V_n \cdot a_n$

- Q_n : 下流河川等の現況流下能力
- V_n : 下流河川等の流速 (マニング公式)
- a_n : 下流河川等の断面積

イ 比流量の算出・・・ Q_n / A_n

- A_n : 集水面積
- ㊦地点・・・ Q_1 / A_1
- ㊧地点・・・ Q_2 / A_2 最小値を選ぶ。
- ㊨地点・・・ Q_3 / A_3

ウ 【図-5】の場合

比流量の最小地点・・・㊧地点とする。

(2) 開発区域からの許容放流量を算出する。

ア 現況流下能力最小地点の比流量 (図-5 の場合、現況能力最小地点は㊸地点) と表 8-2 の比流量を比較する。

イ 比較の結果、小さいほうの比流量により許容放流量を算出する。

$Q_2/A_2 < (\text{表 8-2 の比流量})$ の場合

$$Q = A \cdot Q_2 / A_2$$

$Q_2/A_2 > (\text{表 8-2 の比流量})$ の場合

$$Q = A \cdot (\text{表 8-2 の比流量})$$

(3) 許容放流量に対応する降雨強度を算出する。

$$r_c = Q \cdot 360 / (f \cdot A)$$

r_c : 許容放流量に対応する降雨強度 (mm/hr)

f : 開発区域内の平均流出係数

(4) 洪水調節必要容量

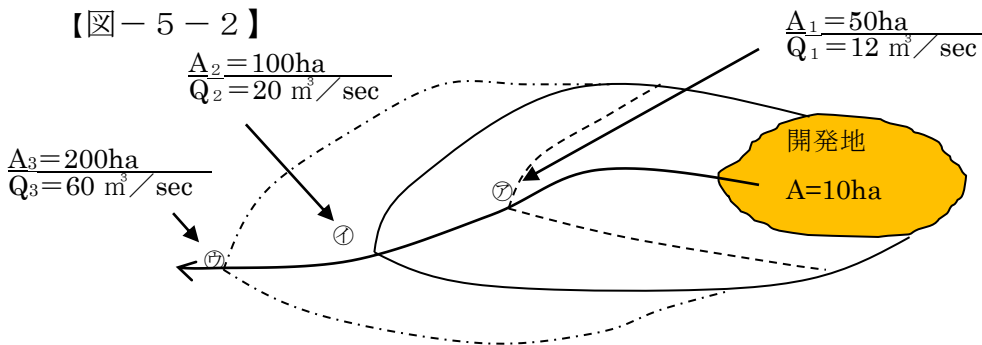
$$V = F r_c \cdot f \cdot A$$

V : 洪水調節必要容量

$F r_c$: (表-13) より(3)の r_c に対応した値とする。

<計算例> 岐阜地区、開発区域面積 $A = 10 \text{ ha}$

【図-5-2】



(開発地の流出係数)

普通林地: 2ha (流出係数 0.8)

裸地: 8ha (流出係数 1.0)

平均流出係数: $f = (2 \times 0.8 + 8 \times 1.0) / 10 = 0.96$

(㊹地点の集水区域の流出係数)

普通林地: 52ha (流出係数 0.8)

裸地: 8ha (流出係数 1.0)

農地: 40ha (流出係数 0.6)

平均流出係数: $f = (52 \times 0.8 + 8 \times 1.0 + 40 \times 0.6) / 100 = 0.74$

(1) 下流河川等の現況流下能力を算出し、その比流量が最小となる地点での比流量を選定する。

㊸地点 $\cdot \cdot \cdot Q_1/A_1 = 12/50 = 0.24 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{ha}$

㊹地点 $\cdot \cdot \cdot Q_2/A_2 = 20/100 = 0.20 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{ha}$

㊺地点 $\cdot \cdot \cdot Q_3/A_3 = 60/200 = 0.30 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{ha}$

ゆえに㊹地点が比流量最小地点 $\cdot \cdot \cdot Q_2/A_2 = 0.20$

(2) 開発区域からの許容放流量を算出する。

ア 現況流下能力最小地点の比流量と表 8-2 の比流量を比較する。

$$Q_2/A_2 = 0.20 < (\text{表 8-2 の比流量}) = 0.226$$

イ 比較の結果、小さい方の比流量により許容放流量を算出する。

$$\begin{aligned} Q &= A \cdot Q_2 / A_2 \\ &= 10 \times 20 / 100 \\ &= 2.0 \text{ m}^3 / \text{sec} \end{aligned}$$

(3) 許容放流量に対応する降雨強度を算出する。

$$\begin{aligned} rc &= Q \cdot 360 / (f \cdot A) \\ &= 2.0 \times 360 / (0.96 \times 10) \\ &= 75 \text{ mm} / \text{hr} \end{aligned}$$

(4) 洪水調節必要容量

(ア) rc 75 mm/hr に対応する Frc : 431 【表-13】

(イ) $A = 10 \text{ ha}$

(ウ) $f = 0.96$

$$\begin{aligned} \ast V &= Frc \cdot f \cdot A \\ &= 431 \times 0.96 \times 10 = 4,137.6 \text{ m}^3 \end{aligned}$$

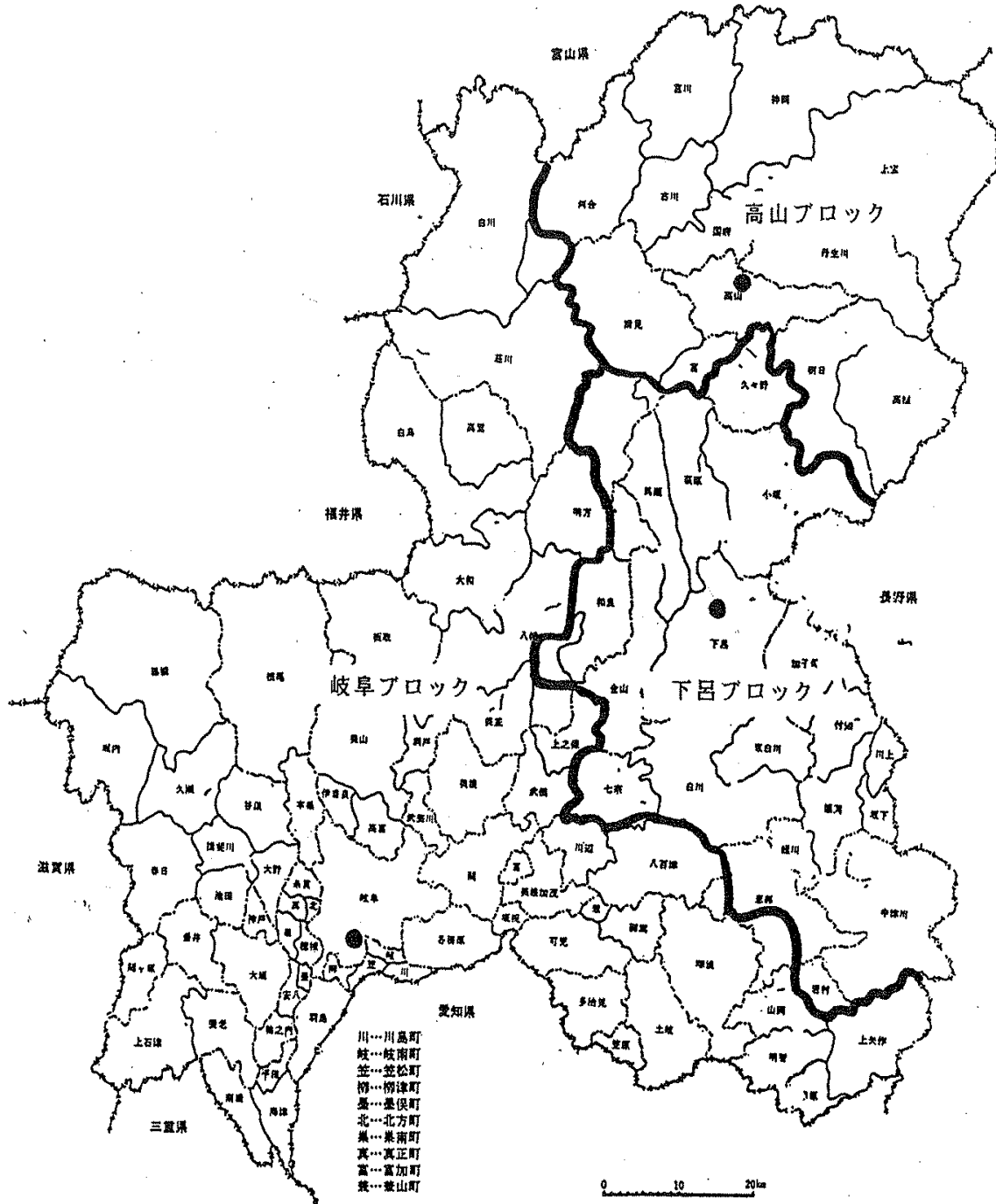
洪水調節容量算定表 (Frc)

【表-12】

rc (mm)	岐阜地区	下呂地区	高山地区	rc (mm)	岐阜地区	下呂地区	高山地区
	1/30	1/30	1/30		1/30	1/30	1/30
5	1683	1649	1006	61	503	425	236
6	1572	1535	924	62	497	419	233
7	1482	1442	859	63	491	413	230
8	1407	1365	805	64	486	408	227
9	1343	1299	760	65	480	402	224
10	1287	1242	721	66	475	396	221
11	1238	1191	687	67	470	391	219
12	1193	1145	657	68	464	386	216
13	1154	1104	631	69	459	381	213
14	1118	1066	607	70	454	375	210
15	1084	1031	585	71	449	370	208
16	1054	1000	565	72	445	366	205
17	1025	970	547	73	440	361	203
18	999	942	530	74	435	356	200
19	974	917	514	75	431	351	197
20	951	893	500	76	426	347	196
21	930	870	486	77	422	342	193
22	909	848	473	78	417	338	191
23	889	828	461	79	413	333	
24	871	809	450	80	409	329	
25	853	790	439	81	405	325	
26	837	773	429	82	401	321	
27	821	756	419	83	397	317	
28	805	740	410	84	393	313	
29	791	725	401	85	389	309	
30	777	710	392	86	385	305	
31	763	696	384	87	381	301	
32	751	682	377	88	377	298	
33	738	669	369	89	374	293	
34	725	656	362	90	370	289	
35	714	644	355	91	366	285	
36	702	632	349	92	363	281	
37	692	621	342	93	359	277	
38	681	610	336	94	356	274	
39	671	599	330	95	352	270	
40	661	589	325	96	349	267	
41	651	579	319	97	346	263	
42	642	569	314	98	343	260	
43	633	560	309	99	339	256	
44	624	550	304	100	336	253	
45	615	542	299	101	333		
46	607	533	294	102	330		
47	599	524	289	103	327		
48	591	516	285	104	324		
49	583	508	281	105	321		
50	576	500	276	106	318		
51	568	493	272	107	315		
52	561	485	268	108	312		
53	554	478	264	109	309		
54	547	471	261	110	307		
55	540	464	257	111	304		
56	534	457	253	112	301		
57	527	450	250	113	298		
58	521	444	246	114	296		
59	515	437	243	115	293		
60	509	431	240	116	290		

※Frc = $(r_1 - r_c / 2) t_1 / 360$

【図-6】 岐阜県降雨強度ブロック分割図



3 し尿浄化槽設計水量算定基準

設計水量については、表-13（建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準）によること。

なお、運用上の留意事項は、〔屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準・小規模合併処理浄化槽構造基準・同解説〕（建設省住宅局建築指導課監修、日本建築センター）によることとし、住宅団地造成に伴い設けられる集中し尿浄化槽については、前記のほか、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 戸建住宅団地の場合で、宅地分譲等、建物規模が不確定な場合は、戸当たりの処理対象人員は、6人とする。
- (2) 浸透地下水等を考慮し、1人・1日当たりの汚水量に10%程度加算するものとする。

（表-13） 建築物の用途によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準

類似用途別番号	建 築 用 途			処 理 対 象 人 員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値		
				算定人員	算定単位	合併処理対象		合併処理		
						汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定	
1	集 会 場 施 設 関 係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	n=0.08A	n：人員（人） A：述べ面積（㎡）	16 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (30)	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	n=16c	n：人員（人） c：総便器数（個）	2,400 (ℓ/個・日)	260 (mg/ℓ)	(150)	○ (40)	
		ハ	観覧場・体育館	n=0.065A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	10 (ℓ/㎡・日)	260 (mg/ℓ)	(155)	○ (40)	
2	住 宅 施 設 関 係	イ	住 宅	A ≤ 130 の場合	n=5	n：人員（人） A：述べ面積（㎡）	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)
				130 > A の場合	n=7					
				台所が2か所以上でかつ、浴室が2か所以上の場合	n=10					
		ロ	共 同 住 宅	n=0.05A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）※	10 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	
ハ	下 宿 ・ 寄 宿 舎	n=0.07A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	14 (ℓ/㎡・日)	140 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (28)			

類似用途別番号	建築用途		処 理 対 象 人 員		算定単位当たりの汚水量及び BOD 濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及び BOD 量参考値	
			算定人員	算定単位	合併処理対象		合併処理	
					汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定
二	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		n=P	n: 人員 (人) P: 定員 (人)	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)

※ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人（1戸が1居間室だけで構成されている場合に限る）とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は、1戸当たりのnを6人とする。

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値		
							合併処理対象		合併処理		
					算定人員	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定	
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	n=0.15A	結婚式場・宴会場有 n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	30 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (40)		
				n=0.075A	結婚式場・宴会場無 n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	30 (ℓ/人・日)	100 (mg/ℓ)	○ (400)	○ (40)		
		ロ	モーテル	n=5R	n:人員(人) R:客室数	1,000 (ℓ/室・日)	50 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)		
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	n=P	n:人員(人) P:定員(人)	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)		
4	医療施設関係	イ	病院、療養所 伝染病院	業務用の厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	n=8B	n:人員(人) B:ベッド数(床)	ベッド数 300床以下 1,000 (ℓ/床・日)	厨房・洗濯施設のある施設 320 (mg/ℓ)	(125)	○ (40)
					300床以上の場合	n=11.43 (B-300) +2,400				○ (113)	(36)
				業務用の厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	n=5B		ベッド数 300床を超える床数 1,300 (ℓ/m ² ・日)	厨房・洗濯施設のない施設 150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
					300床以上の場合	n=7.14 (B-300) +1,500				○ (182)	(27)
		ロ	診療所・医院	n=0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	25 (ℓ/m ² ・日)	300 (mg/ℓ)	(130)	○ (40)		

類似用途別番号	建築用途		処 理 対 象 人 員		算定単位当たりの汚水量及び BOD 濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及び BOD 量参考値			
			算定人員	算定単位	合併処理対象		合併処理			
					汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定		
3	店 舗 関 係	イ	店舗・マーケット	n=0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	15 (ℓ / m ² ・日)	150 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (30)	
		ロ	百貨店	n=0.15A		30 (ℓ / m ² ・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (30)	
		ハ	飲食店	一般の場合		n=0.72A	130 (mg/ℓ)	220 (mg/ℓ)	(180)	○ (40)
				汚濁負荷の高い場合		n=2.94A	260 (mg/ℓ)	450 (mg/ℓ)	(90)	○ (40)
				汚濁負荷の低い場合		n=0.55A	110 (mg/ℓ)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)
		ニ	喫茶店	n=0.80A		160 (mg/ℓ)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (30)	

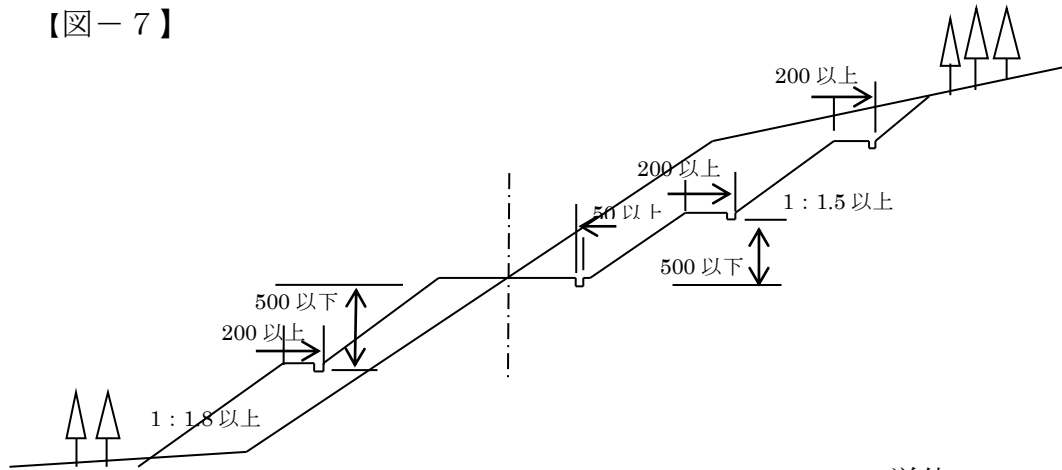
類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値		
			算定人員	算定単位	合併処理対象		合併処理		
					汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定	
6	娯 楽 施 設 関 係	イ	玉突場・卓球場	n=0.075A	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)	15 (ℓ/m ² ・日)	150 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) (30)
		ロ	パチンコ店	n=0.11A		22 (ℓ/m ² ・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ハ	囲碁クラブ マーじゃんクラブ	n=0.15A		30 (ℓ/m ² ・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ニ	ディスコ	n=0.50A		100 (ℓ/m ² ・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ホ	ゴルフ練習場	n=0.25S	n：人員(人) S：打席数(数)	50 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ヘ	ボーリング場	n=2.50L	n：人員(人) L：レーン数(レーン)	500 (ℓ/レーン・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		ト	バッティング場	n=0.20S	n：人員(人) S：打席数(数)	40 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
		チ	テニス場	ナイター設備無 n=2S	n：人員(人)	400 (ℓ/面・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)
				ナイター設備有 n=3S	S：コート面数(面)	600 (ℓ/面・日)		○ (200)	(30)
		リ	遊園地・海水浴場	n=16C	n：人員(人) C：総便器数(個)	2,400 (ℓ/面・日)	260 (mg/ℓ)	○ (150)	○ (40)
		ヌ	プール・スケート場	$n=\{(20c+120u)/8\} \times t$	n：人員(人) c：大便器数(個) u：小便器数(個) t：単位便器当たり1日平均 使用時間(時間) t：1.0~2.0	—	150 (mg/ℓ)	—	—
		ル	キャンプ場	n=0.56P	n：人員(人) P：収容人員(人)	70 (ℓ/人・日)	320 (mg/ℓ)	○ (125)	○ (40)
ヲ	ゴルフ場	n=21H	n：人員(人) H：ホール数(ホール)	250 (ℓ/人・日)	130 (mg/ℓ)	○ (250)	(26)		

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値		
							合併処理対象		合併処理		
	算定人員		算定単位		汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定			
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	n=3.60P	n:人員(人) P:駐車ます数(ます)	400 (ℓ/ます・日)	300 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) (135)	(g/人・日) ○ (40)
					観光部	n=3.83P		510 (ℓ/ます・日)			
					売店なしPA	n=2.55P		340 (ℓ/ます・日)			
売店		一般部	n=2.66P	180 (ℓ/ます・日)	500 (mg/ℓ)	(115)		○ (40)			
		観光部	n=2.81P	190 (ℓ/ます・日)							
		ロ	駐車場・自動車庫		n={20c+120u}/8}×t	n:人員(人) c:大便器数(個) u:小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均 使用時間(時間) t:0.4~2.0		—	—	—	—
	ハ	ガソリンスタンド		n=20	n:人員(人) 1営業所当たり	—	—	—	—		
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園 小学校・中学校		n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	50 (ℓ/人・日)	180 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (36)	
			ロ	高等学校・大学・ 各種学校		n=0.25P	n:人員(人) P:定員(人)	60 (ℓ/人・日)	180 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (36)
				ハ	図書館		n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	16 (ℓ/人・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)
9	事務所関係	イ	事務所	厨房設備有	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	10 (ℓ/m ² ・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	
				厨房設備無	n=0.06A	n:人員(人) S:延べ面積(m ²)	10 (ℓ/m ² ・日)	200 (mg/ℓ)	(270)	○ (40)	
10	作業場関係	イ	工場・ 作業所 研究所・ 試験場	厨房設備有	n=0.75P	n:人員(人) P:定員(人)	100 (ℓ/人・日)	300 (mg/ℓ)	(133)	○ (40)	
				厨房設備無	n=0.30P	n:人員(人) P:定員(人)	60 (ℓ/人・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (30)	

類似用途別番号	建 築 用 途			処 理 対 象 人 員		処理対象人員(n)1人当たりの 汚水量及びBOD量参考値			
						合併処理対象		合併処理	
				算定人員	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定
11	1 から 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市 場	n=0.02A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	4.2 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (40)
		ロ	公 衆 浴 場	n=0.17A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	33 (ℓ/㎡・日)	50 (mg/ℓ)	○ (200)	(10)
		ハ	公 衆 便 所	n=16c	n：人員（人） c：総便器数（個）	2,400	260		○
		ニ	駅 ・ バ ス タ ー ミ ナ ル	乗降客 10万人/日未満 n=0.008P 乗降客 10万人以上～20 万人未満 n=0.010P 乗降客 20万人/日以上 n=0.013P	n：人員（人） P：乗降客数（人/日）	—	—	○	

4 盛切の標準断面（現地盤の土砂の場合）

【図-7】

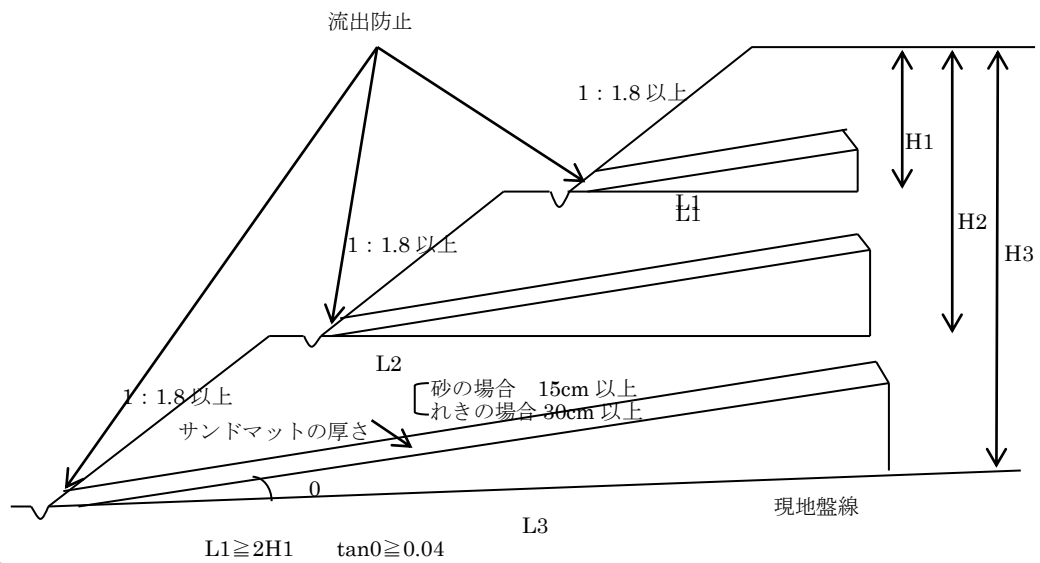


単位：cm

- 注1. 盛土材料により法面勾配を決定すること。
 2. 地山の土質及び地質により法面勾配を決定すること。

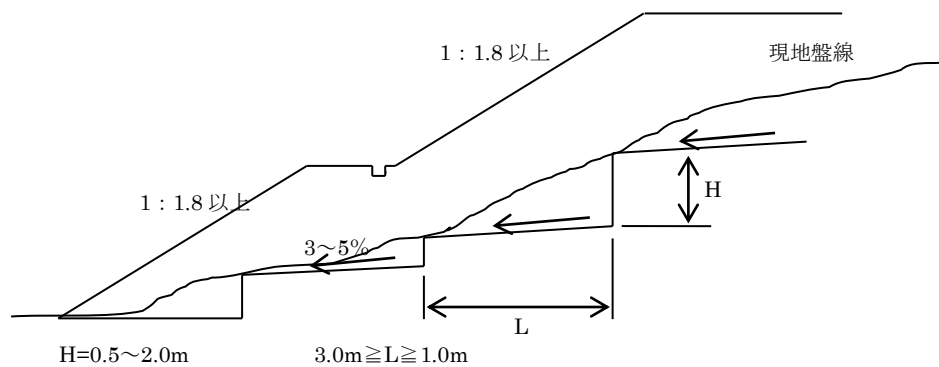
5 サンドマット

【図-8】



6 段切り

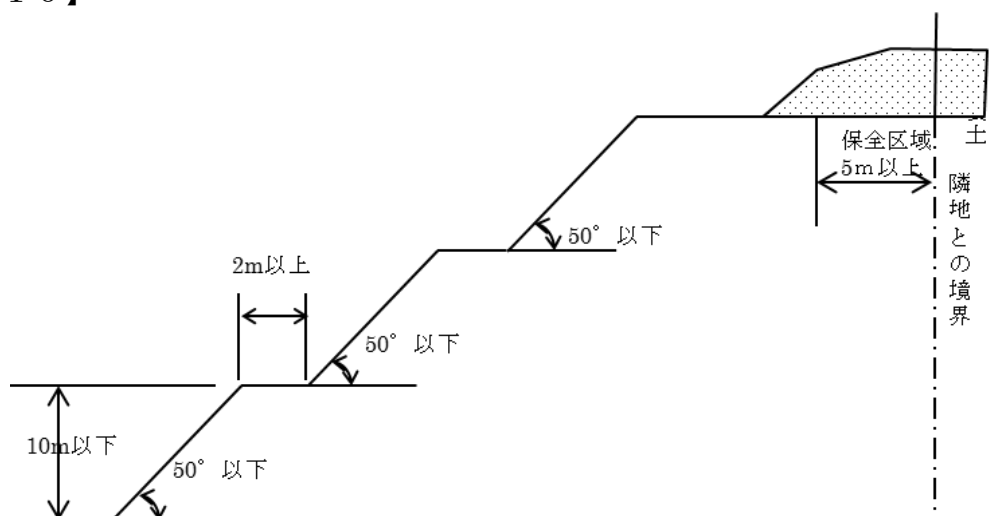
【図-9】



7 採掘終了後の残壁に対する措置

ア 硬質岩（主に砕骨材）の採取場については、階段の高さは10メートル以下、階段の中は2メートル以上として、残壁法面の勾配は50度以下とすること。

【図-10】



イ 軟質岩（主に埋立用）の採取場については、階段の高さは10メートル以下、階段の中は3メートル以上とし、残壁法面の勾配は50度以下とすること。

ウ 風化岩石（主として風化花崗岩）又は粘土の採取場については、階段の高さは5メートル以下、階段の中は3メートル以上とし、残壁法面の勾配は45度以下とすること。

エ ア～ウの採取場のうち、残壁に砂利層が残存する箇所については、階段の高さ5メートル以下、階段の中は2メートル以上とし、残壁法面の勾配は35度以下とすること。

注：開発区域が森林の場合は、原則として幅30メートル以上の残置森林又は造成森林をもって保全区域を確保すること。